

千葉県子どもの貧困対策推進計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

目次

	ページ
I 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	3
2 基本理念	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の構成	3
5 計画の期間	3
II 子どもの貧困に係る本県の現状 (令和元年度子どもの生活実態調査より)	4
III 施策横断的な基本方針	5 4
IV 5つの重点的支援施策	5 6
V 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策	
1 教育の支援	5 6
2 生活の安定に資するための支援	6 2
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	7 0
4 経済的支援	7 3
5 支援につなぐ体制整備	7 8
VI 調査・研究	8 2
VII 推進体制	8 2
VIII 子どもの貧困に関する指標	8 3

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちの6人に1人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成24年厚生労働省データ）、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年6月に成立しました。

法では「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（法第8条第1項）、「都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」（法第9条第1項）と規定されており、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定しました。

こうした国の動きを踏まえ、県では、平成27年12月に子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度まで）（以下「現計画」という。）を策定しました。

さらに、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。改正後の法では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。

これらのことを踏まえ、政府は、令和元年11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

県では、現計画が計画期間の満了を迎えたことから、これらの状況を勘案し、新たな「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下「新計画」という。）を策定します。新計画の策定に当たっては、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会や新計画策定のための作業部

会において議論を重ねるとともに、学識経験者や現場で支援に携わる方々から様々な御意見をいただきました。また、子どもたちの生活の実態を調べるために、大規模なアンケート調査を行いました。

今後は、新型コロナウイルスによる社会や経済への影響等も勘案し、新計画に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

2 基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

3 計画の位置付け

法第9条第1項に規定する「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

4 計画の構成

- (1) 子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）
- (2) 施策横断的な基本方針
- (3) 5つの重点的支援施策
- (4) 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策
- (5) 調査・研究
- (6) 推進体制
- (7) 子どもの貧困に関する指標

5 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

Ⅱ 子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）

【調査概要】

1. 調査目的

千葉県内に住む小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に、子どもの学校の授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況など、教育や生活に関連する調査を行い、その実態を把握することを目的としています。

2. 実態調査票の配布及び回答数

実態調査票については、地域バランスを考慮し、県内の15市町村（柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村）に配布しました。

配布数	子ども票・保護者票 各 20,840 件 (うち小5 : 10,903 件、中2 : 9,937 件) ※県内における各学年の子どもの約 20%
回答者数	子ども票 7,173 件 (うち小5 : 4,273 件、中2 : 2,780 件、不明 : 120 件) 保護者票 7,185 件 (うち小5 : 4,394 件、中2 : 2,785 件、不明 : 6 件)
回答率	子ども票 34.4% (うち小5 : 39.2%、中2 : 28.0%) 保護者票 34.5% (うち小5 : 40.3%、中2 : 28.0%)

3. 生活困難層の状況

本調査では、子どもの「生活困難」にかかる3要素を以下のとおり定義しました。

①低所得	<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯。 <低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円 ÷ √平均世帯人数 (2.47 人) × 50% =134.6 万円</p>
②家計の逼迫	<p>保護者票において、以下の7項目中、1つ以上が該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった 2. 過去1年以内に経済的な理由で電気料金の滞納があった 3. 過去1年以内に経済的な理由でガス料金の滞納があった 4. 過去1年以内に経済的な理由で水道料金の滞納があった 5. 過去1年以内に経済的な理由で家賃の滞納があった 6. 過去1年以内に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」があった 7. 過去1年以内に「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があった
③子どもの体験や所有物の欠如	<p>保護者票において、過去1年以内に子どもの体験や所有物に関する以下15項目のうち、経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9. 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回くらい家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13. 子どもの年齢にあった本 14. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15. 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

上記3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

なお、上記3要素についてひとつでも欠損がある場合は無効としたため、生活困難度を算出できるサンプルは4869件（保護者票ベース）となりました。

4. 困窮層の割合

全体では困窮層が6.9%、周辺層が12.3%であり（図表①）、3つの要素に該当する割合はそれぞれ①低所得が4.1%、②家計の逼迫が12.4%、③子どもの体験や所有物の欠如が10.6%です。（図表②）

また、世帯タイプ別では、ひとり親世帯（二世帯）の25.5%、ひとり親世帯（三世帯）の17.3%が困窮層です。（図表③）

〔図表① 困窮層・周辺層・一般層の割合〕

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	337	6.9%	183	6.1%	154	8.2%
周辺層 (b)	600	12.3%	342	11.4%	258	13.8%
小計 (a+b)	937	19.2%	525	17.5%	412	22.0%
一般層 (c)	3,932	80.8%	2,473	82.5%	1,459	78.0%
合計 (a+b+c)	4,869	100.0%	2,998	100.0%	1,871	100.0%

〔図表② 3つの要素に該当する割合〕

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
①低所得	201	4.1%	113	3.8%	88	4.7%
②家計の逼迫	606	12.4%	340	11.3%	266	14.2%
③子どもの体験や 所有物の欠如	516	10.6%	282	9.4%	234	12.5%

〔図表③ 困窮層・周辺層・一般層の割合（世帯タイプ別※）〕

	全体		ふたり親 (二世代)		ふたり親 (三世代)		ひとり親 (二世代)		ひとり親 (三世代)	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	334	6.9%	195	5.2%	28	4.7%	82	25.5%	29	17.3%
周辺層 (b)	599	12.3%	397	10.5%	69	11.6%	92	28.6%	41	24.4%
小計 (a+b)	933	19.2%	592	15.7%	97	16.3%	174	54.1%	70	41.7%
一般層 (c)	3925	80.8%	3181	84.3%	498	83.7%	148	46.0%	98	58.3%
合計 (a+b+c)	4858	100.0%	3773	100.0%	595	100.0%	322	100.0%	168	100.0%

(一部世帯タイプの確認が取れない回答票があったため、全体の合計数が6ページと異なる)

※世帯タイプの分類

	祖父・祖母いずれも非同居	祖父または祖母と同居
父母いずれも同居	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)
父または母のみ同居	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)

記載を簡略化するため、次ページ以降の図表について、統計的に有意な差を認められるかについての検定結果は記載していない。なお、【結果概要】は、統計的に有意な差が認められるデータを基に作成している。

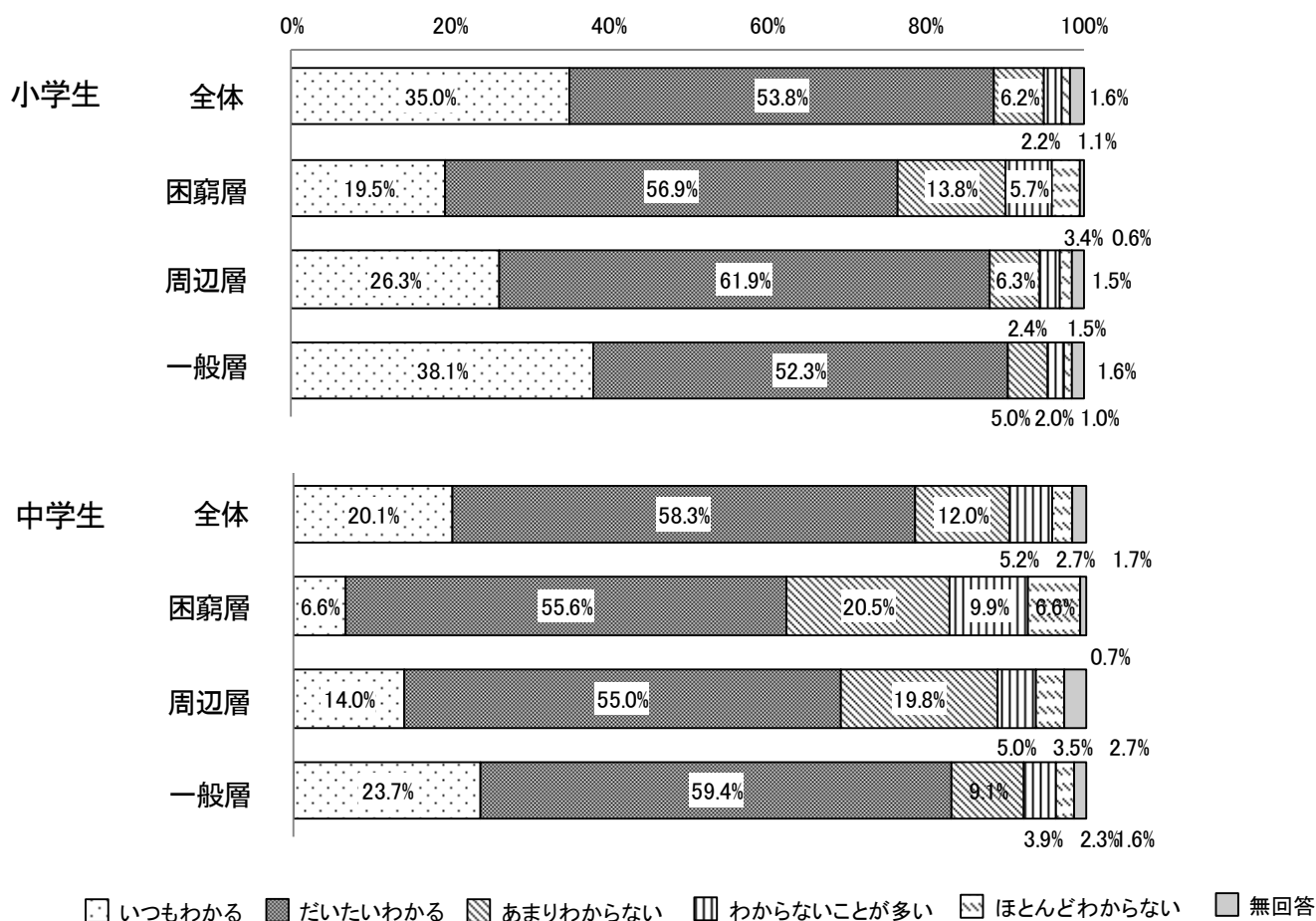
【結果概要】

1. 子どもの学びの状況

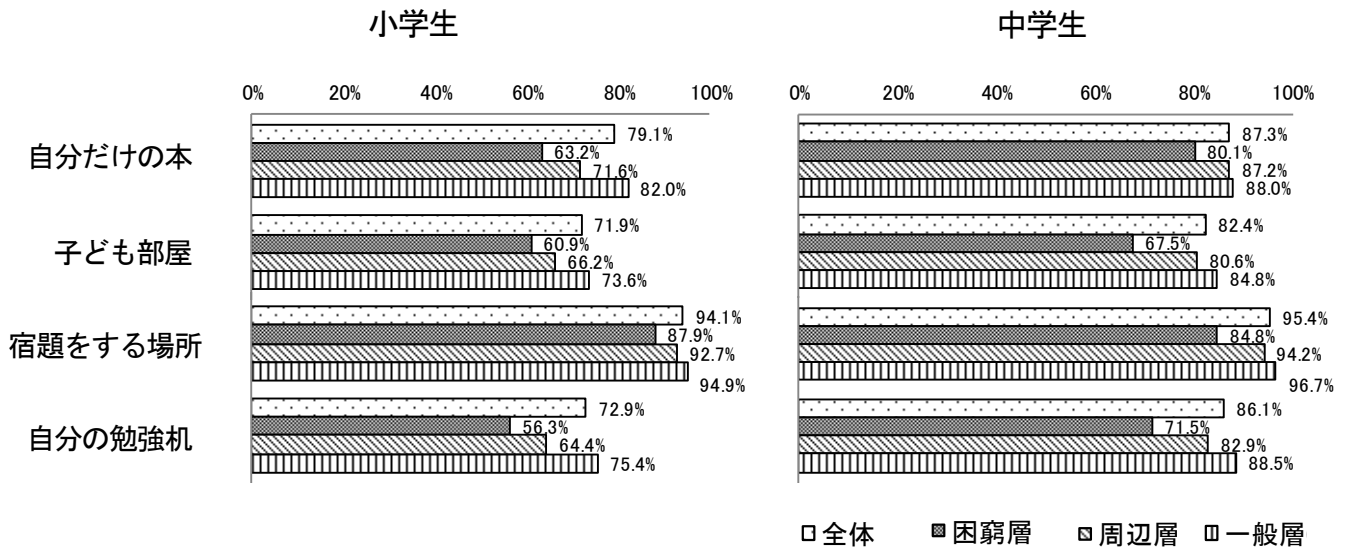
困窮層では、学習環境が整っておらず、授業が分からないと感じる割合が高い。

- 学校の授業がわからないと感じる子どもの割合（「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計）は、一般層では小学生 8.0%、中学生 15.3%であるのに対し、困窮層では小学生 22.9%、中学生 37.0%にのぼる。（図表 1）
- 子ども部屋や自分専用の勉強机等、自宅での学習環境に関わる項目について、「ある」とする割合が一般層に比べて困窮層の方が低い。（図表 2）
- 将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」と回答した中学生の割合は、一般層では 52.0%であるのに対し、困窮層では 24.5%にとどまる。（図表 3）

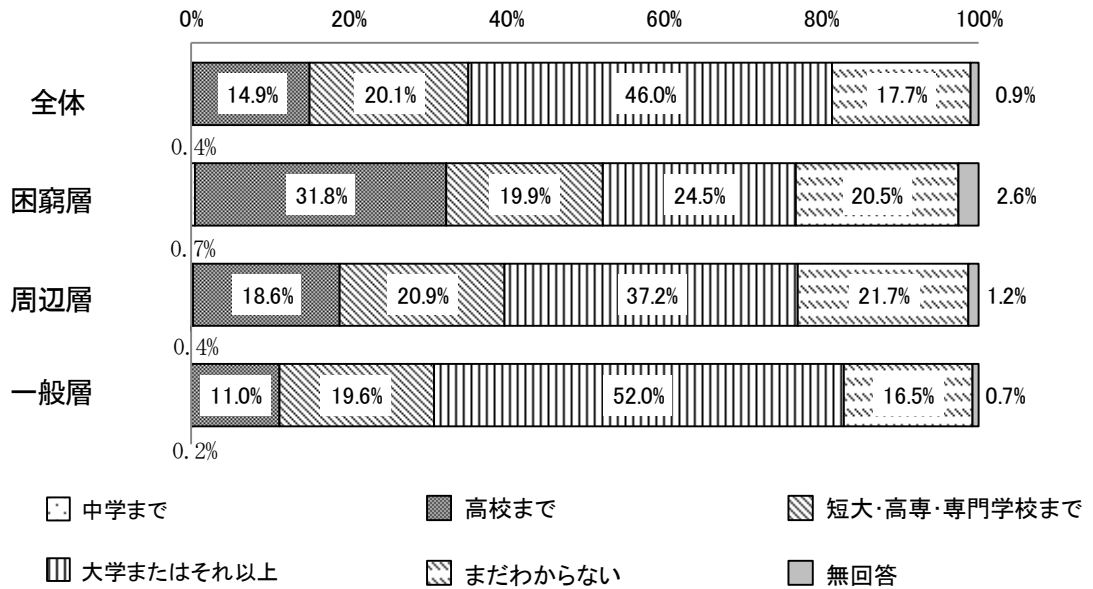
〔図表 1 授業の理解度〕



〔図表2 子どもの持ち物・自宅での学習環境（「ある」の割合）〕



〔図表3 中学生の進学希望〕



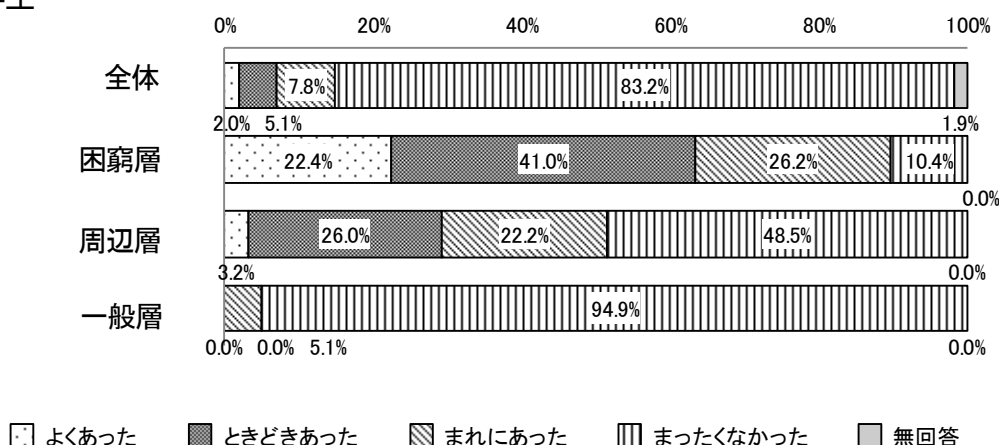
2. 生活困窮の状況

必要な食料が買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合は小学生全体の14.9%、中学生全体の17.6%であった。また、ゲーム機やスマートフォンなどは困窮層であっても高い割合で所有していた。

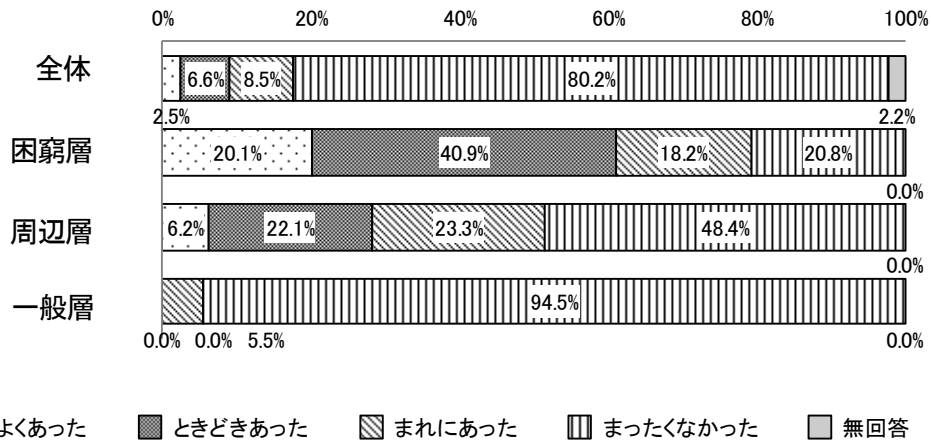
- 必要な食料が買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合は小学生全体で14.9%、中学生全体で17.6%であった。(図表4)
- 10年前の生活が大変苦しかったと回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表5)
- 世帯タイプ別では、ひとり親(二世帯)の世帯において、食料が購入できなかった経験や、経済的な理由で支払いができなかった経験がある割合が高い傾向がみられる。また、現在の生活が「やや苦しい」「大変苦しい」とする割合は、ひとり親(二世帯)で約60%にのぼる。(図表6、図表7、図表8)
- 子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や、中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。(図表9)

〔図表4 保護者：食料が購入できなかった経験〕

小学生

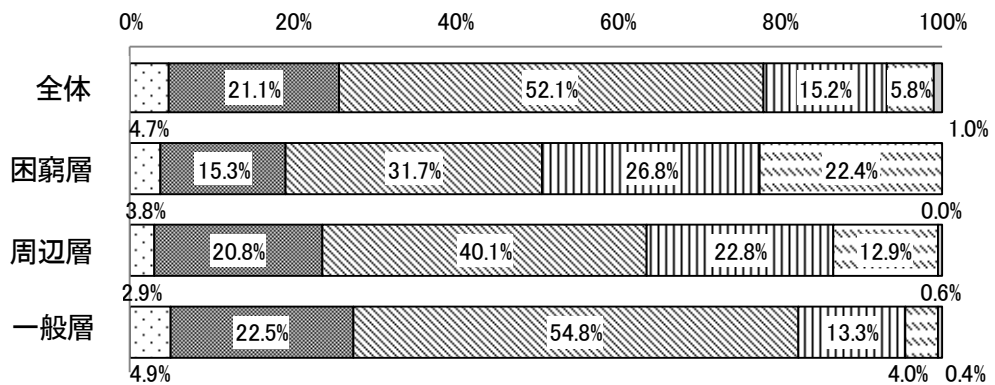


中学生

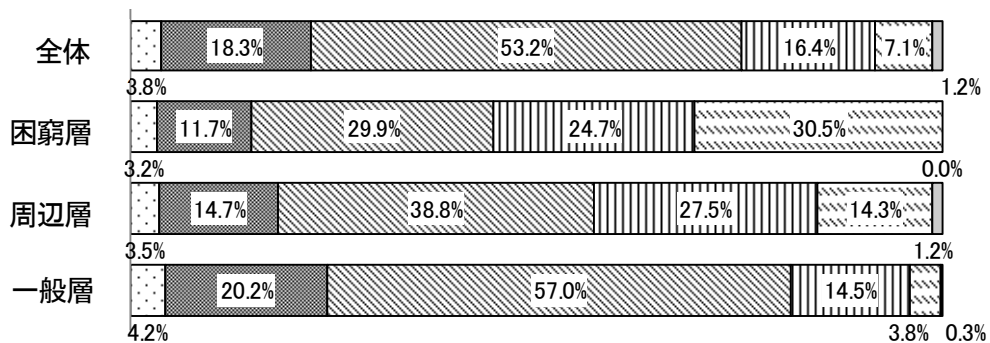


〔図表5 保護者：10年前の暮らし向き〕

小学生



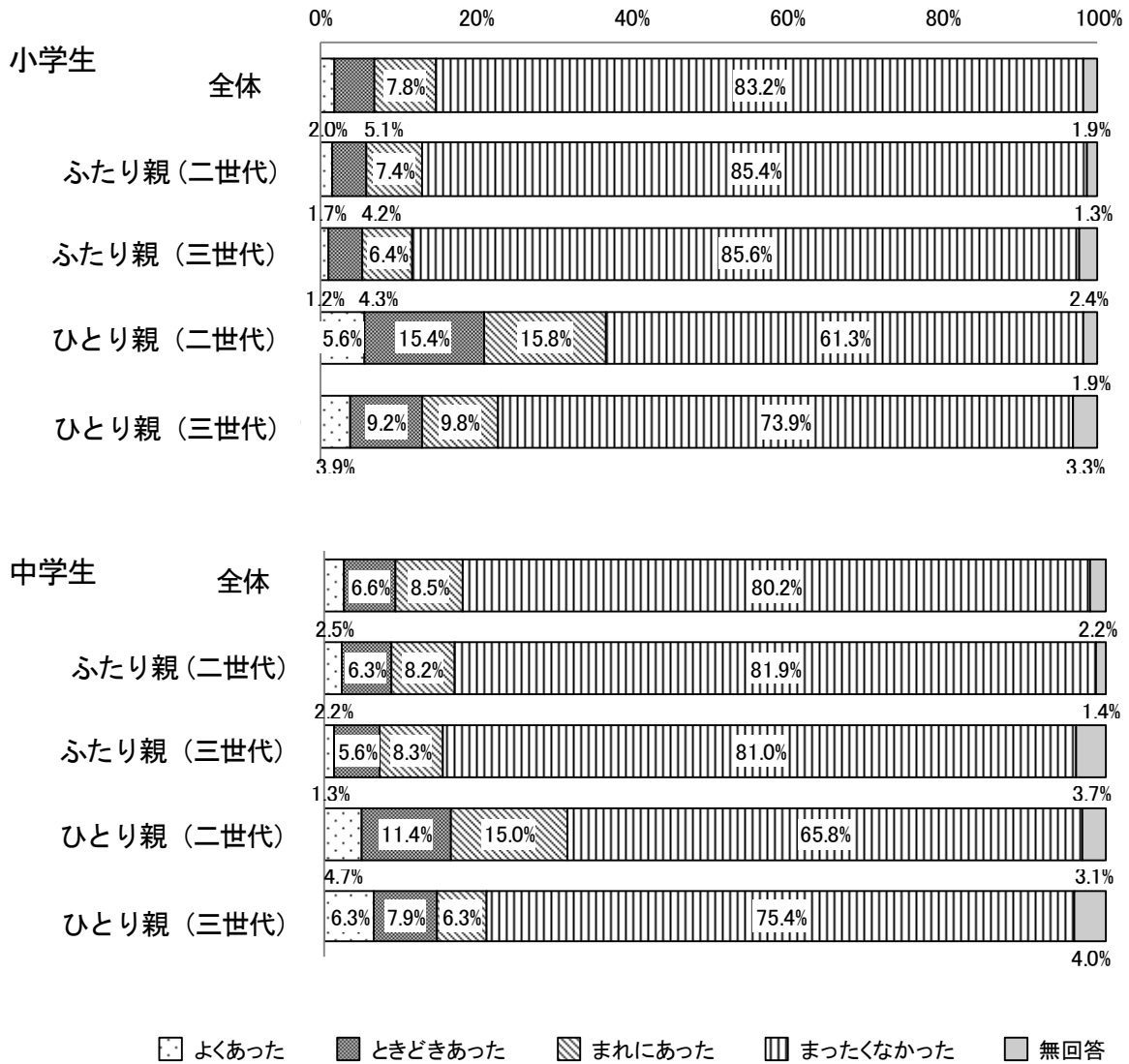
中学生



大変ゆとりがあった
 ややゆとりがあった
 普通
 やや苦しかった
 大変苦しかった
 無回答

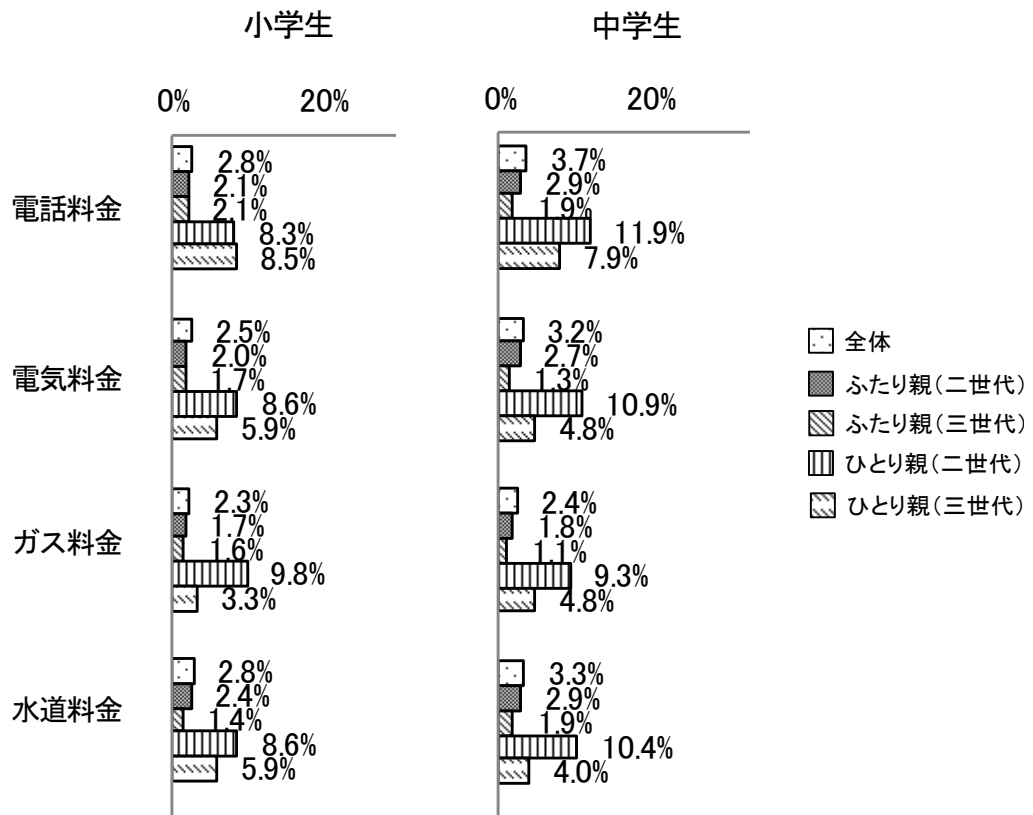
〔図表6 保護者：食料が購入できなかった経験〕

世帯タイプ別

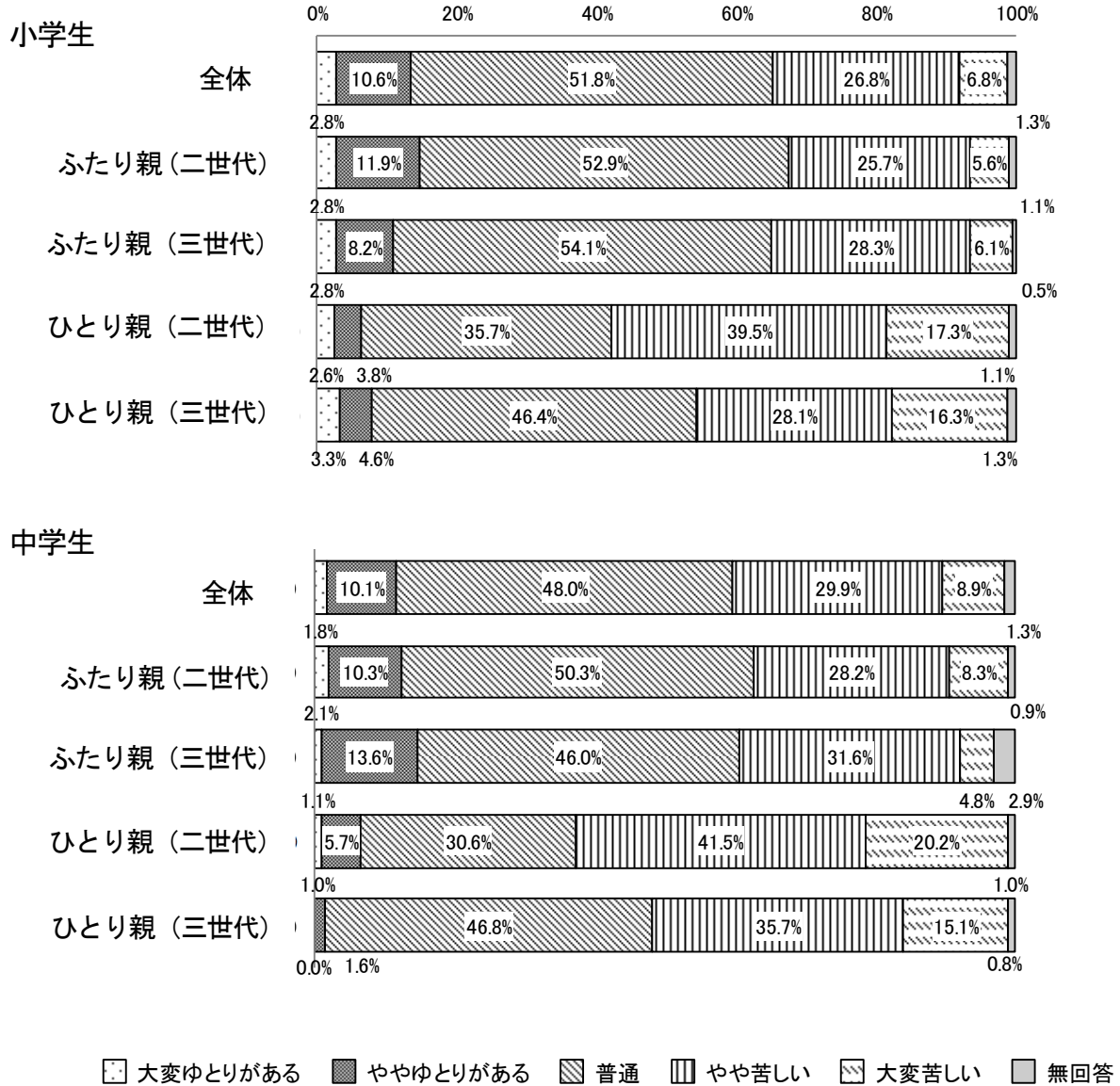


〔図表7 保護者：経済的理由で支払えなかった経験〕

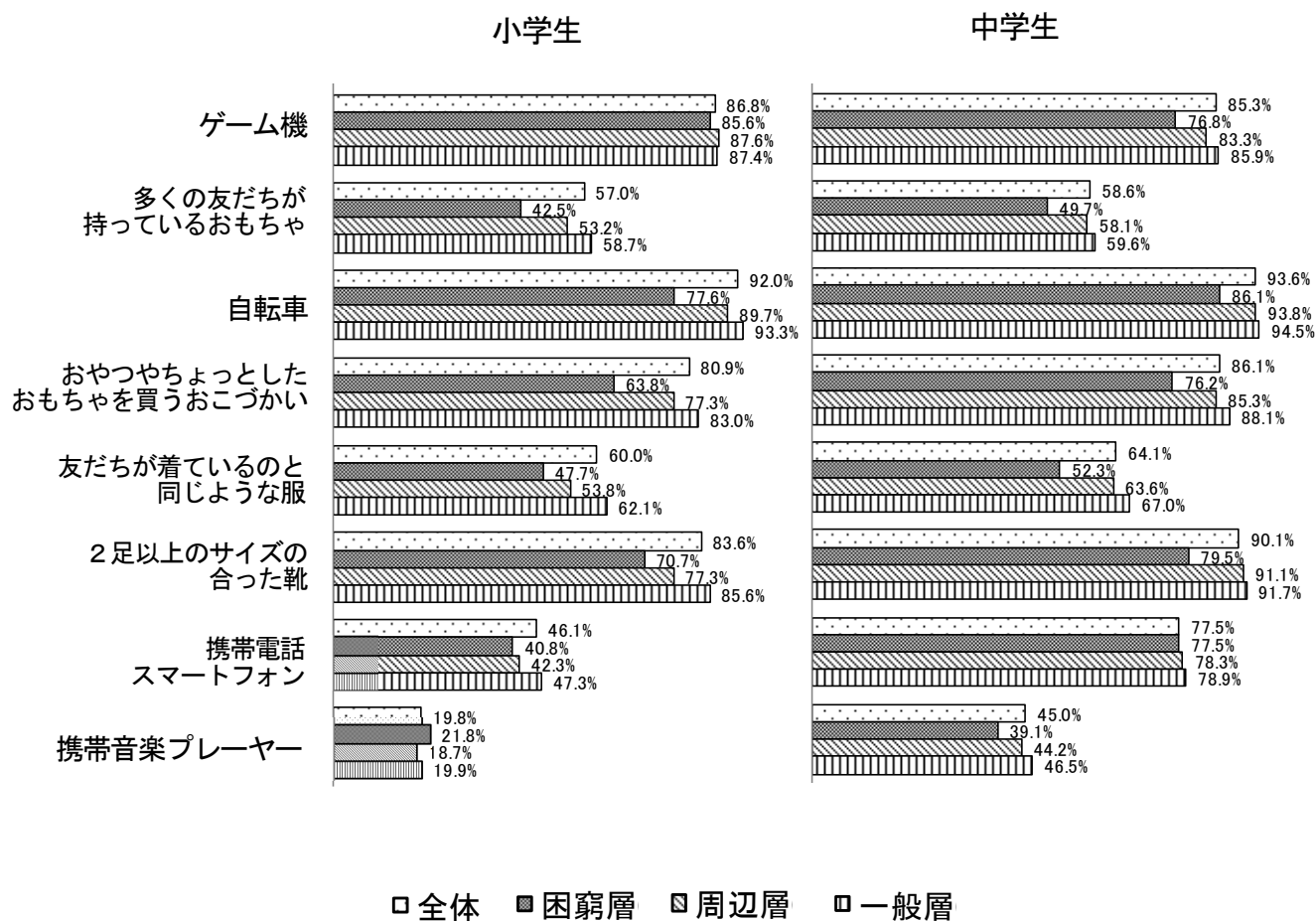
世帯タイプ別



〔図表 8 保護者：現在の暮らしの状況〕
世帯タイプ別



〔図表9 使用できるもの（「ある」の割合）〕



3. 子どもの生活の状況

困窮層ではほっとできる居場所のない子どもの割合が高く、食生活に課題がみられる子どもの割合も高い。

○ ほっとできる居場所が無いと回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。

(図表 10)

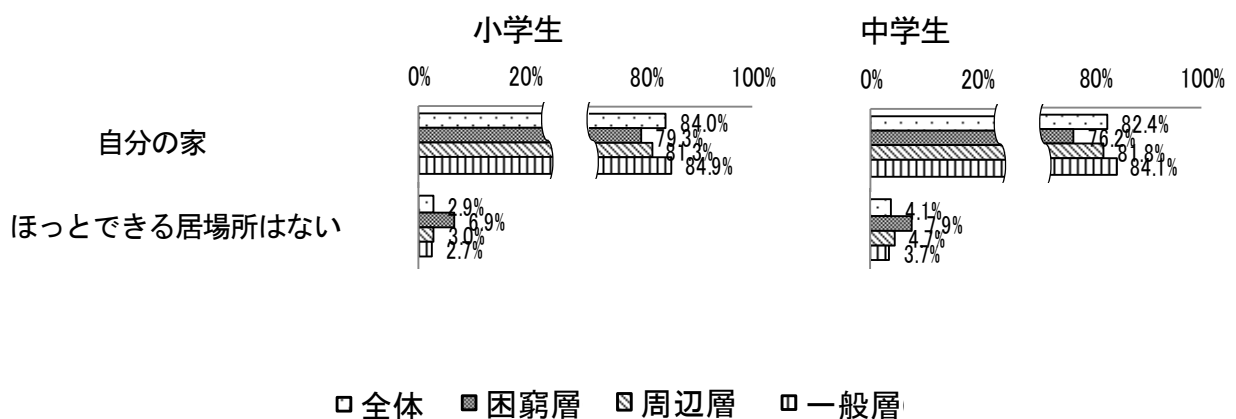
○ 平日に毎日朝ご飯を食べる割合は、一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 11)

○ 野菜を毎日食べる子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が低く、約 20 ポイントの差がある。(図表 12)

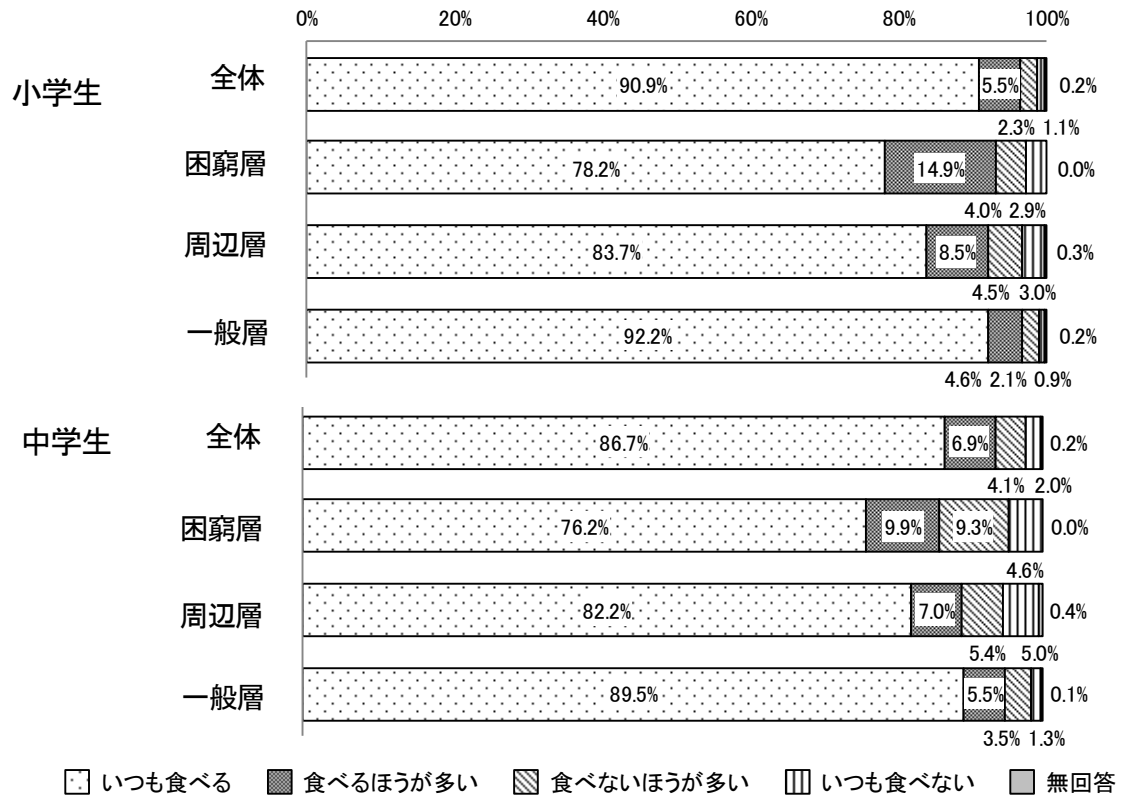
○ 午前 0 時以降に就寝すると回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。

(図表 13)

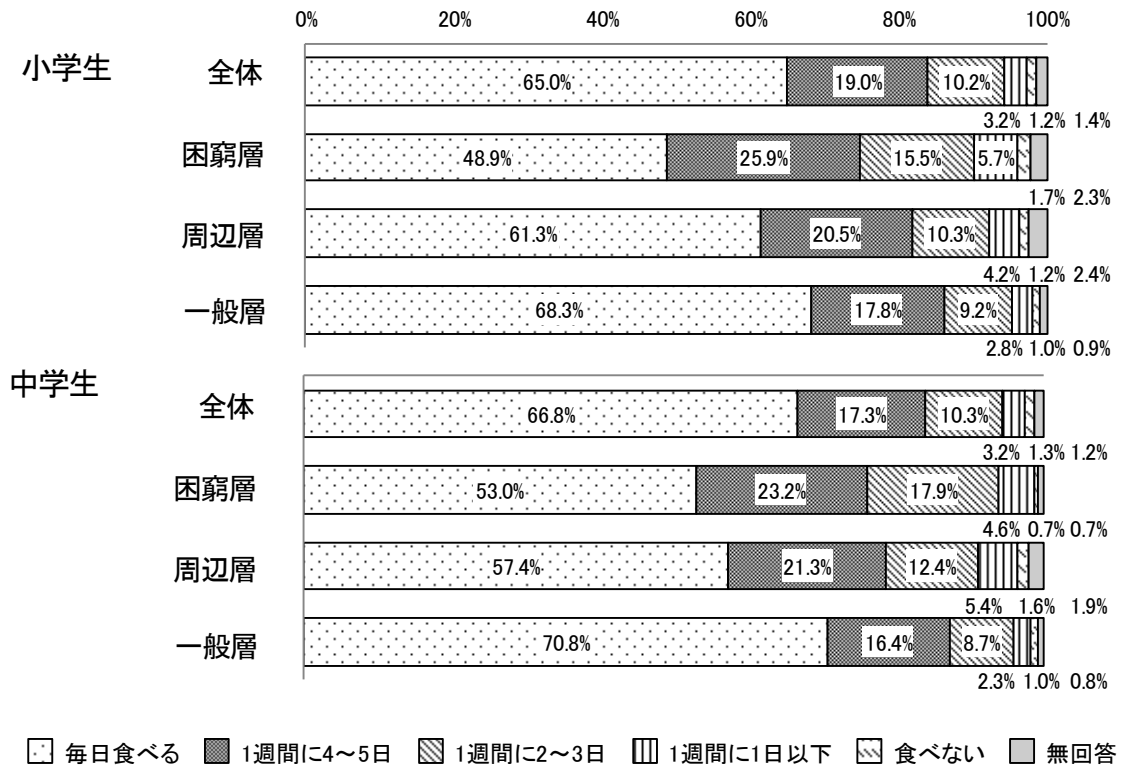
〔図表 10 ほっとできる居場所〕



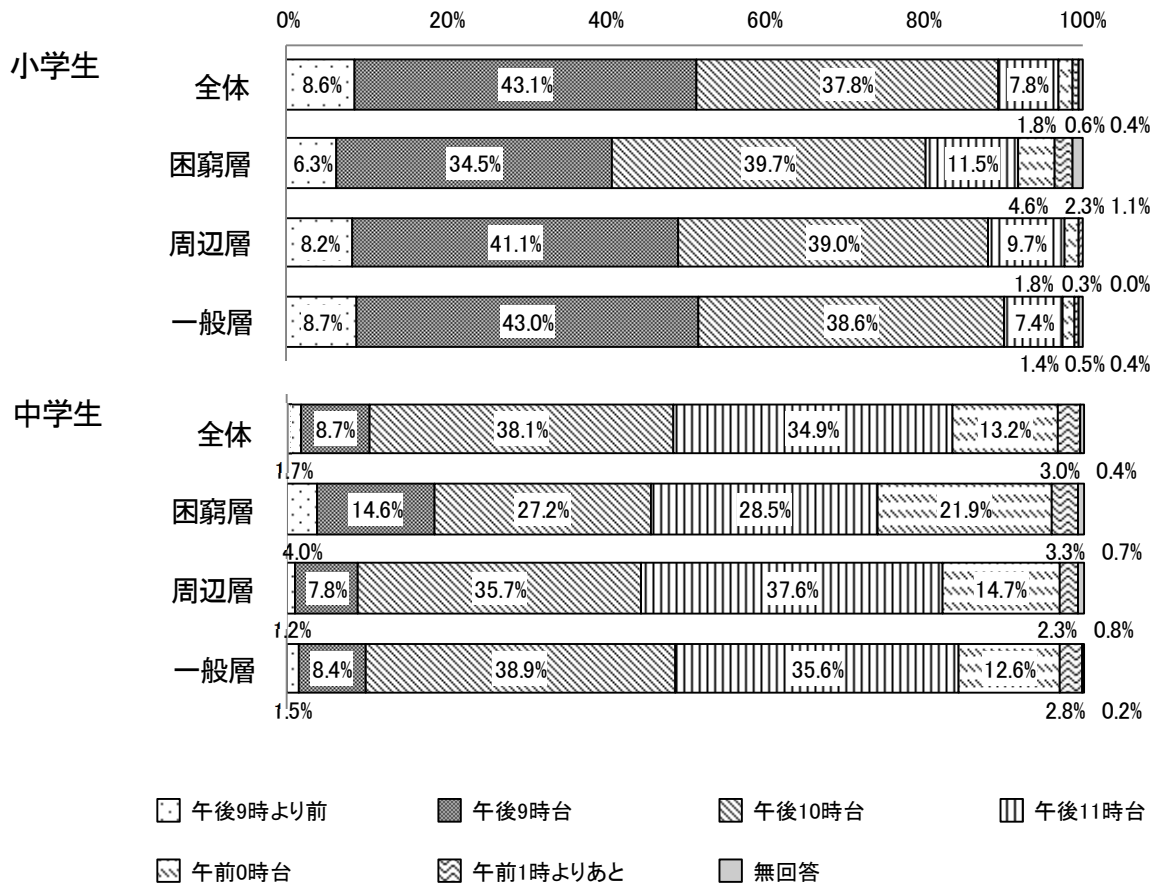
〔図表 11 平日の朝ごはん〕



〔図表 12 野菜を食べる頻度〕



[図表 13 就寝時間]

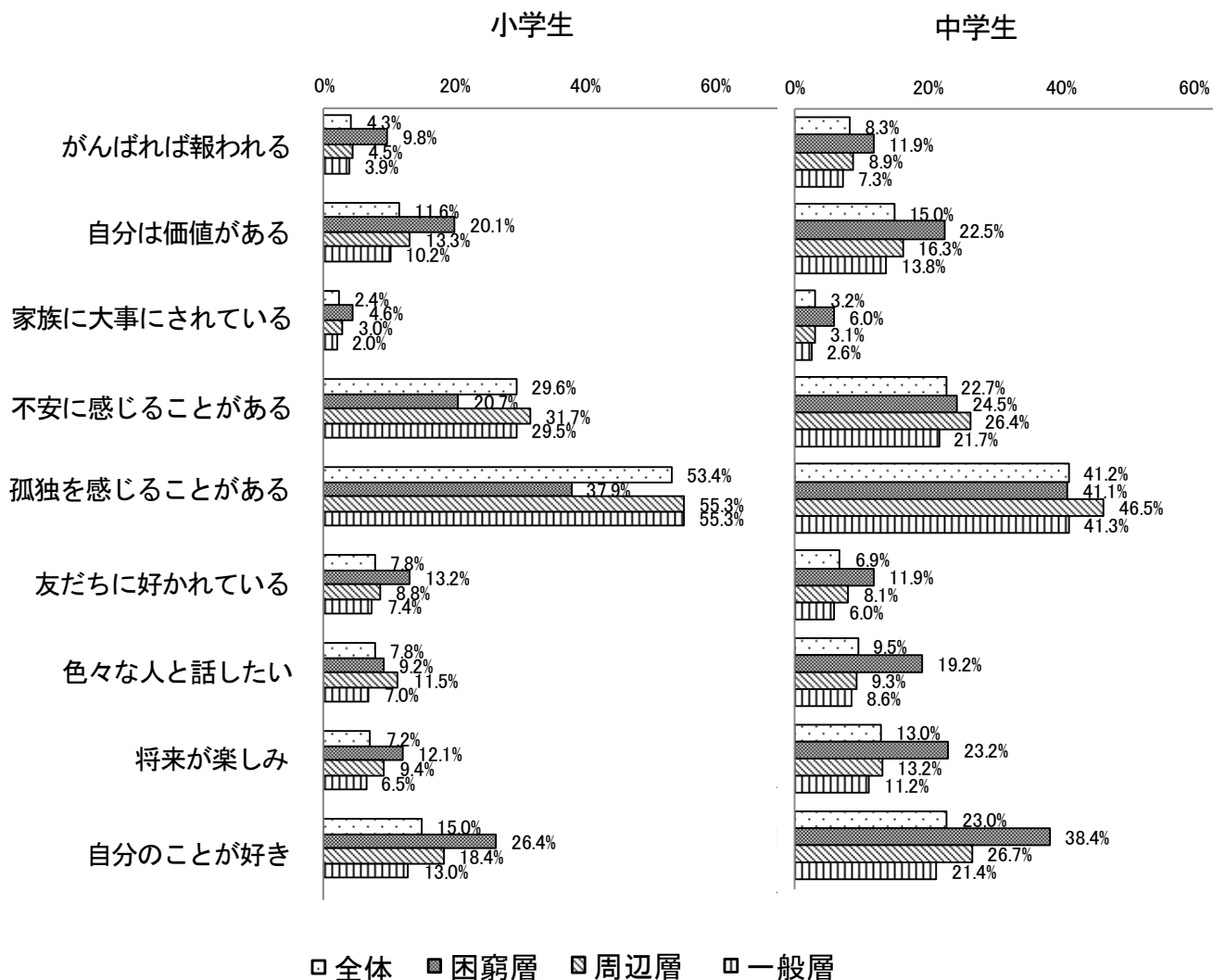


4. 子ども及び保護者の健康・自己肯定感

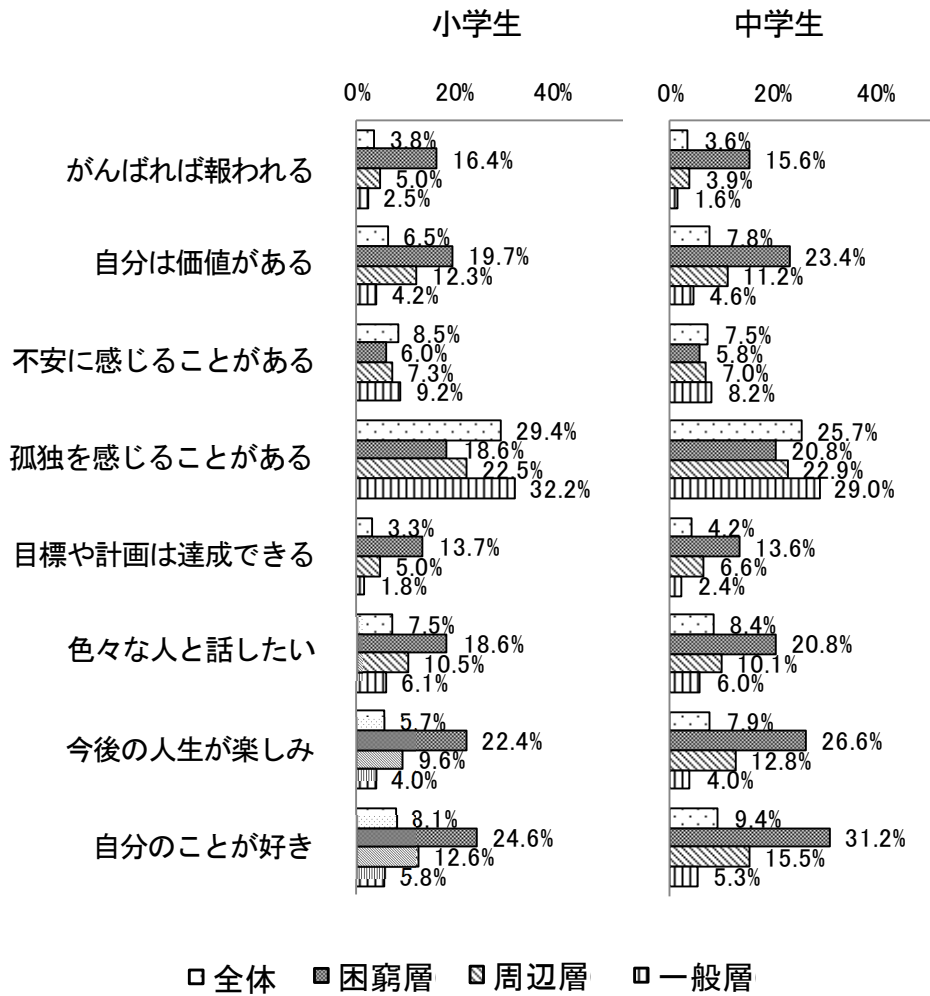
困窮層では子ども、保護者ともに自己肯定感が低い傾向にあり、健康状態に問題を抱えている保護者の割合が高い。

- 「自分は価値ある人間だ」「自分のことが好きだ」と思わない割合は、子ども、保護者ともに一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 14、図表 15)
- 健康状態が「あまりよくない」「よくない」と回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 16)

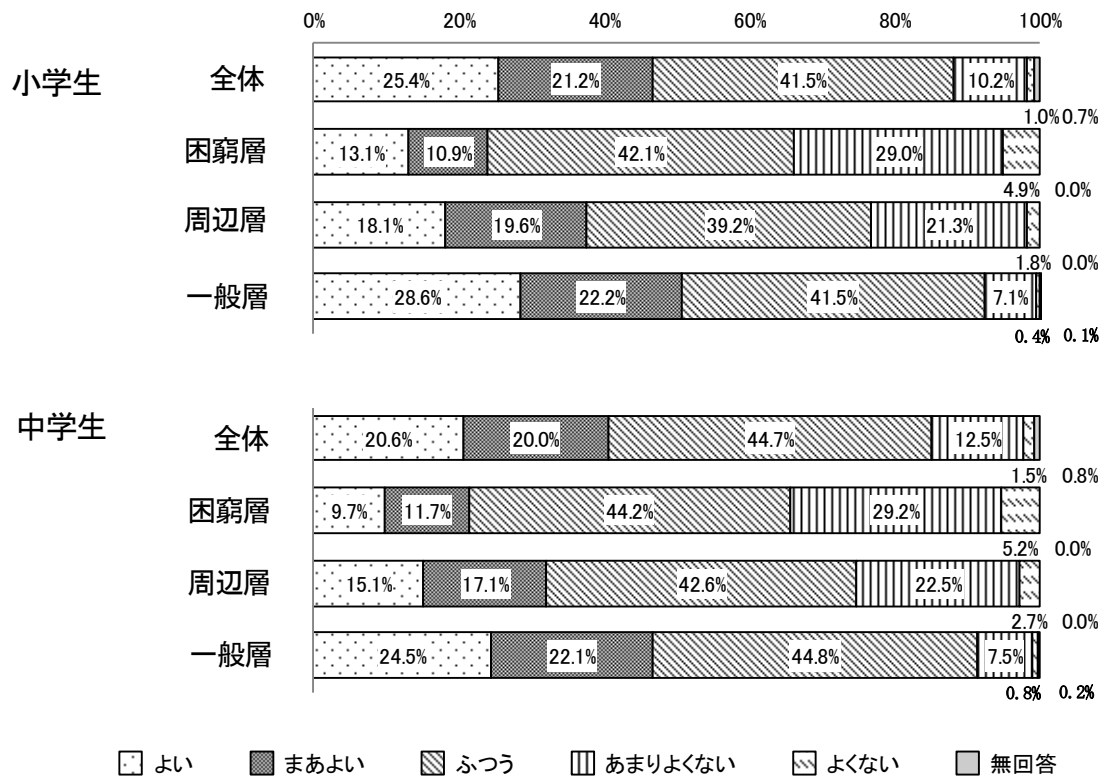
〔図表 14 自己肯定感（「思わない」の割合）〕



〔図表 15 保護者：自己肯定感（「思わない」の割合）〕



〔図表 16 保護者：健康状態〕

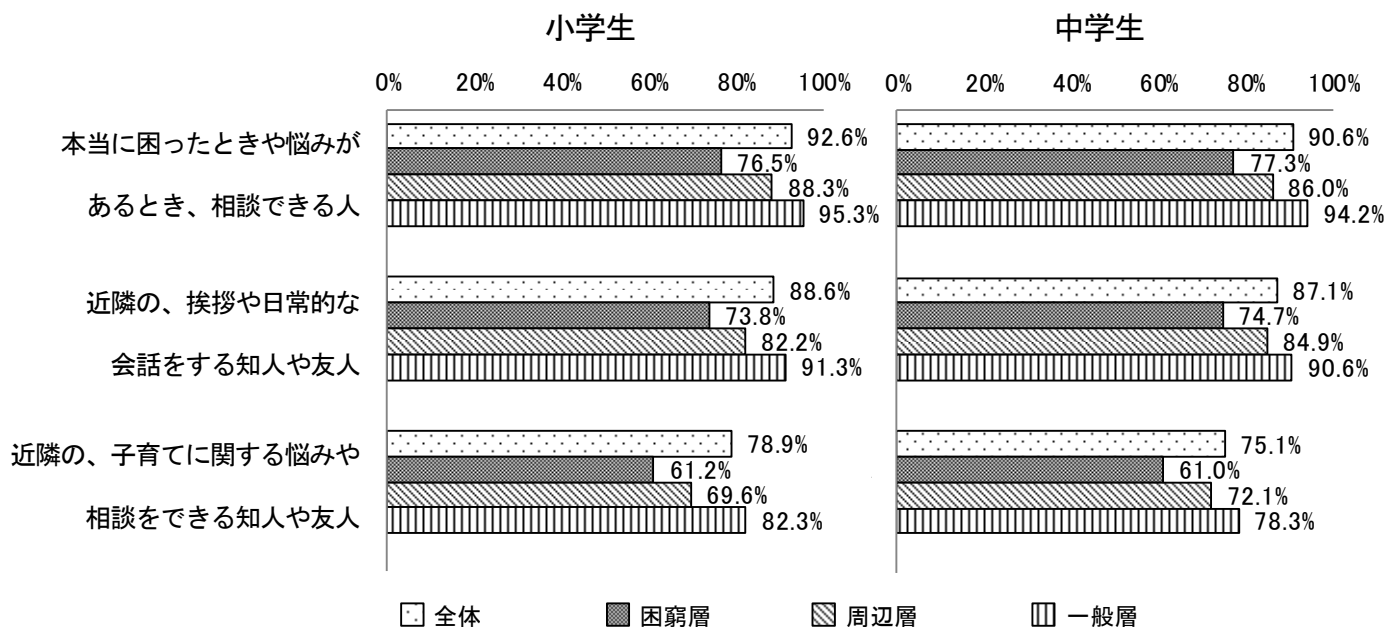


5. 保護者と子ども・地域との関り

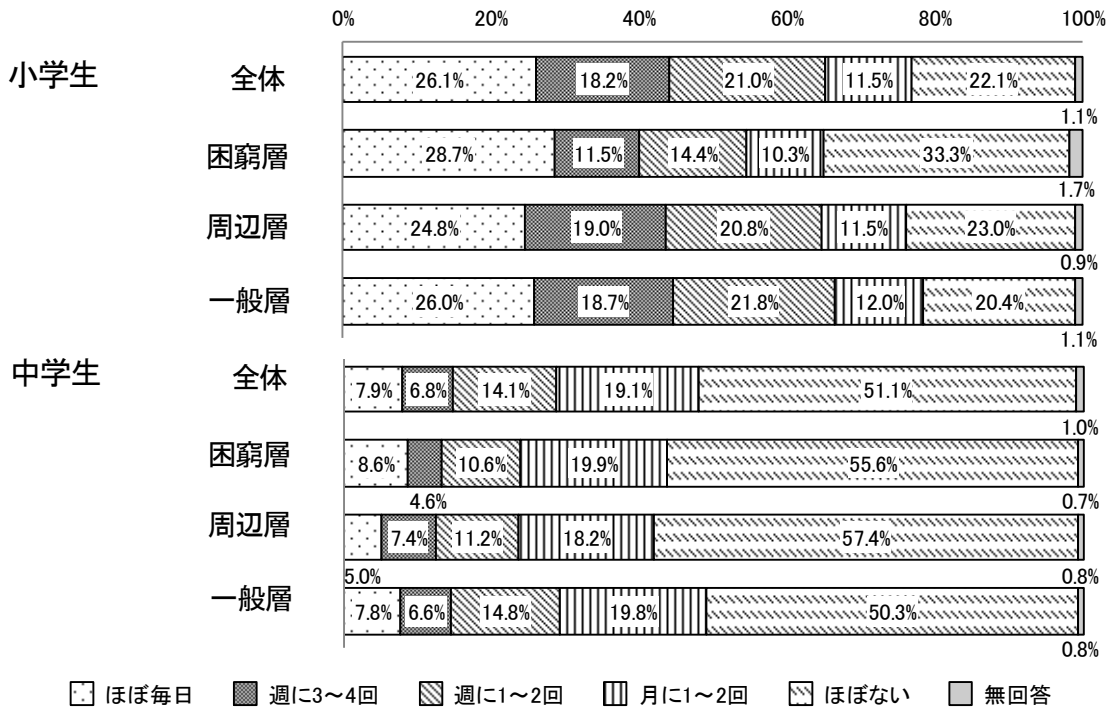
困窮層では悩みを相談できる人がいない割合が高く、家庭内での会話が少ない傾向がある。

- 本当に困ったときや悩みがあるときに相談できる相手や、近隣で挨拶や日常会話をする知人・友人、子育てに関する悩みを相談できる知人・友人が「いる」と回答した保護者の割合は、いずれも一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 17)
- おうちの大人に勉強をみてもらう機会や、学校生活・ニュースなどの社会のできごとについて話をする機会が「ほぼない」と回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 18、図表 19、図表 20)

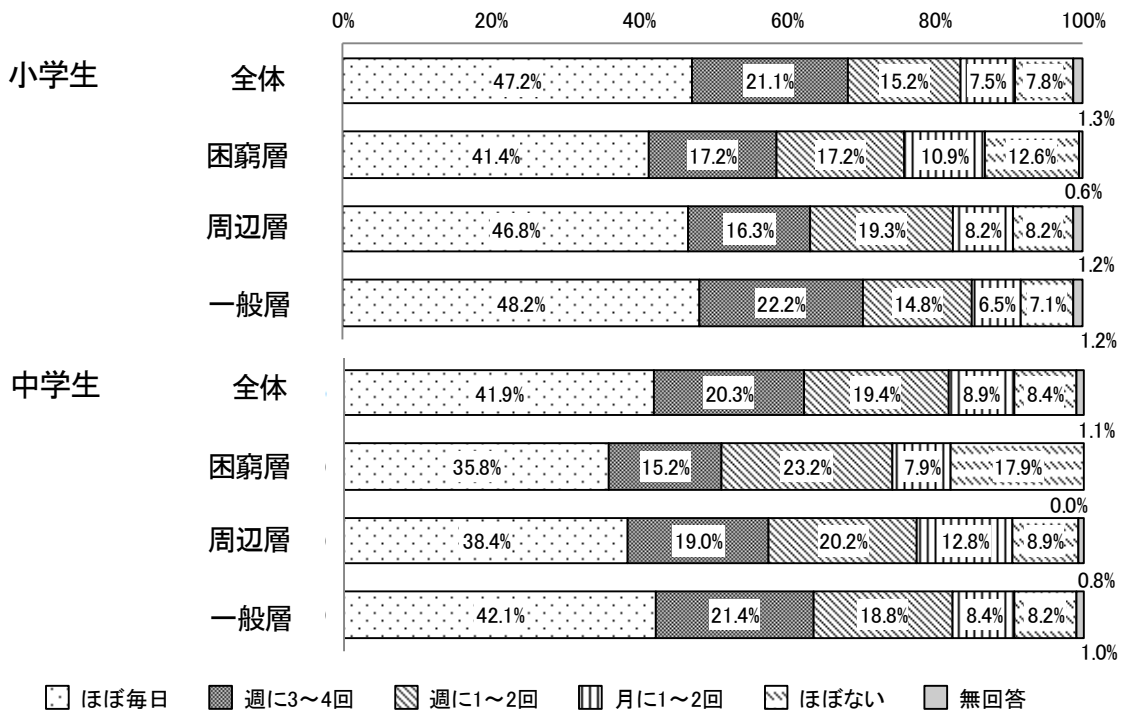
〔図表 17 保護者：相談相手や近隣の知人・友人の存在（「いる」の割合）〕



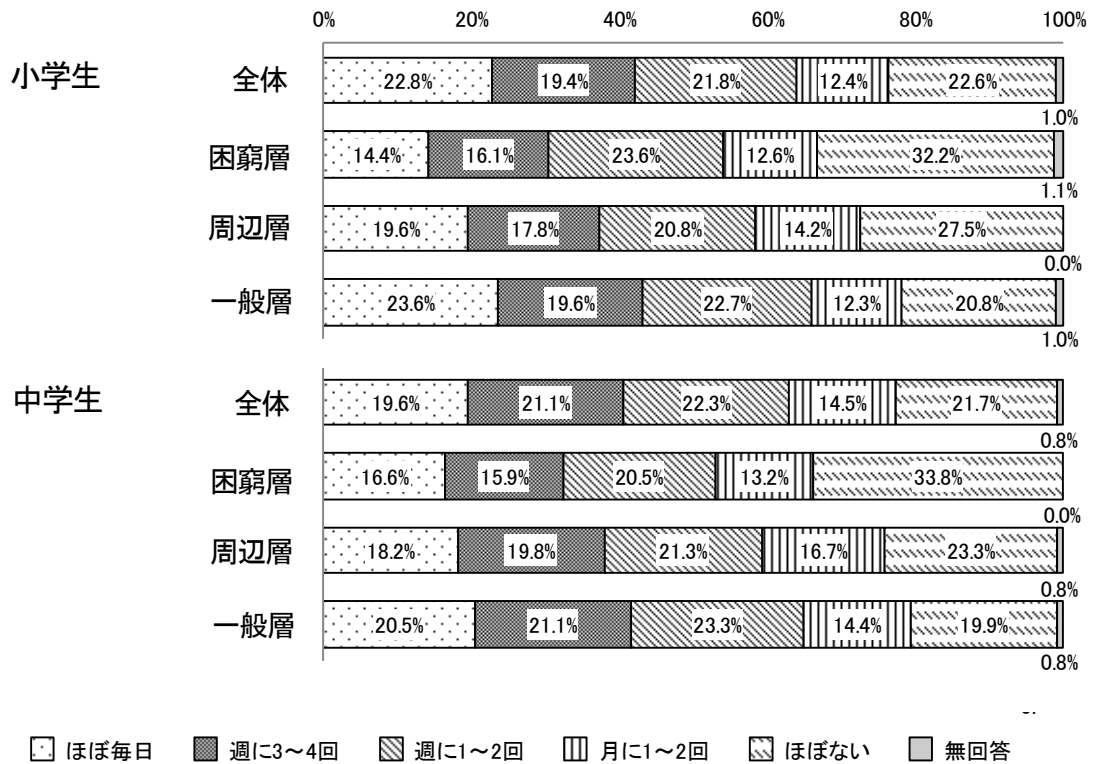
〔図表 18 おうちの大人に勉強をみてもらう回数〕



〔図表 19 おうちの大人と学校生活の話をする回数〕



〔図表 20 おうちの大人と社会の出来事について話す回数〕

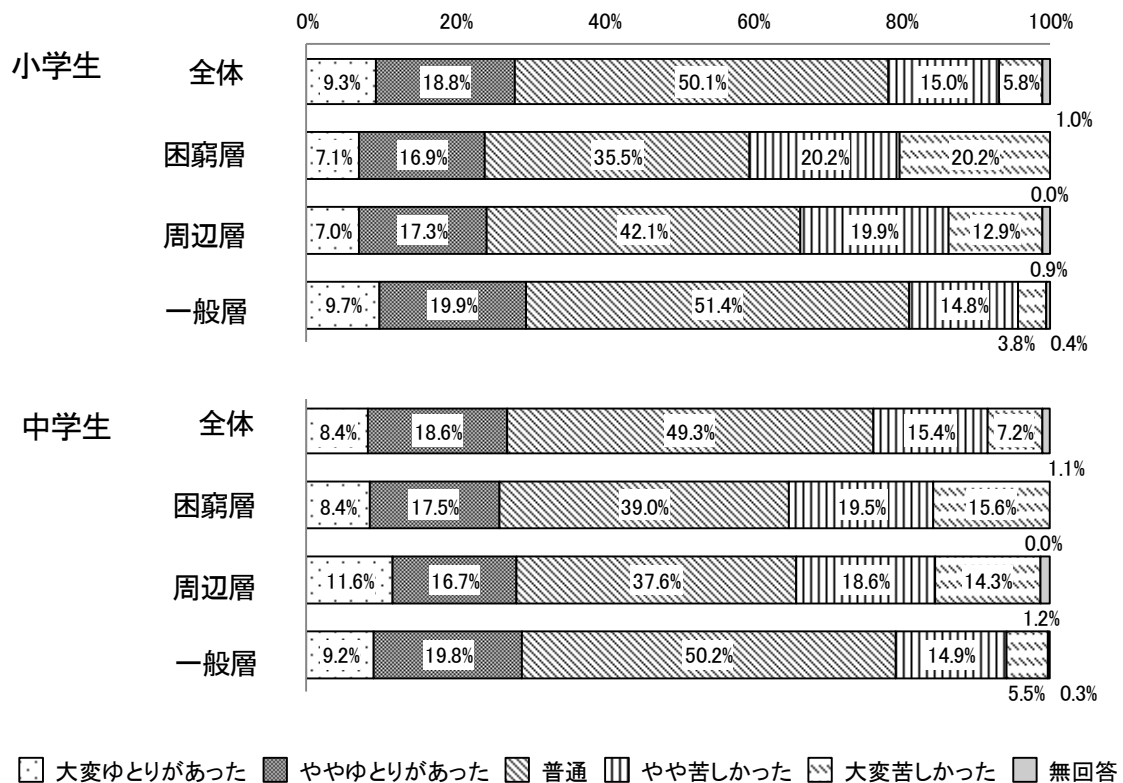


6. 保護者のこれまでの経験

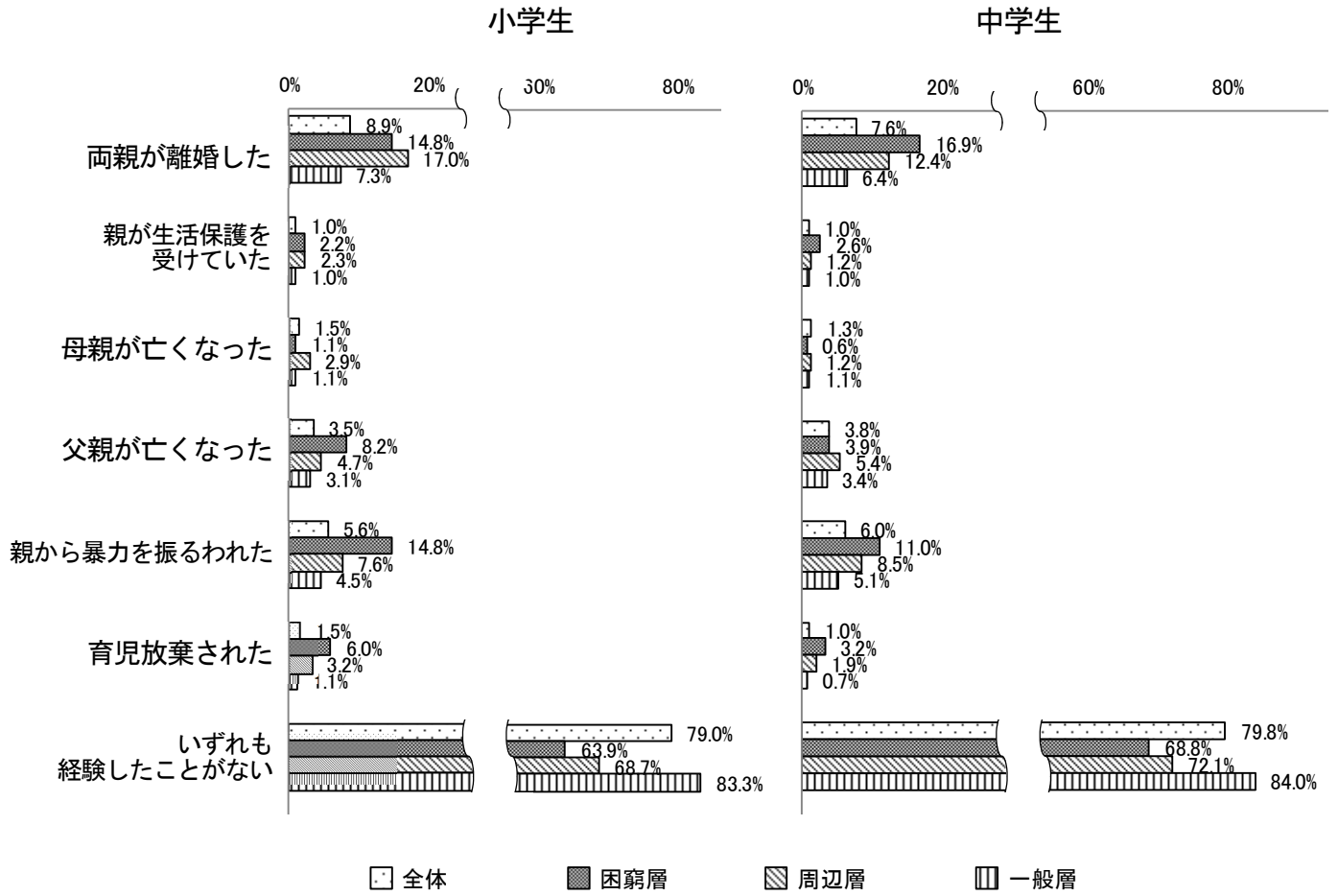
困窮層では15歳頃の生活が苦しかった保護者の割合が高く、成人前に両親の離婚や親からの暴力を経験した割合も高い。

- 15歳頃の暮らし向きが「やや苦しかった」「大変苦しかった」と回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 21)
- 成人前の体験をみると、一般層に比べて困窮層では「両親が離婚した」「親から暴力を振るわれた」という割合が高い。(図表 22)

〔図表 21 保護者：15歳の頃の家庭の暮らし向き〕



〔図表 22 保護者：成人する前の経験〕

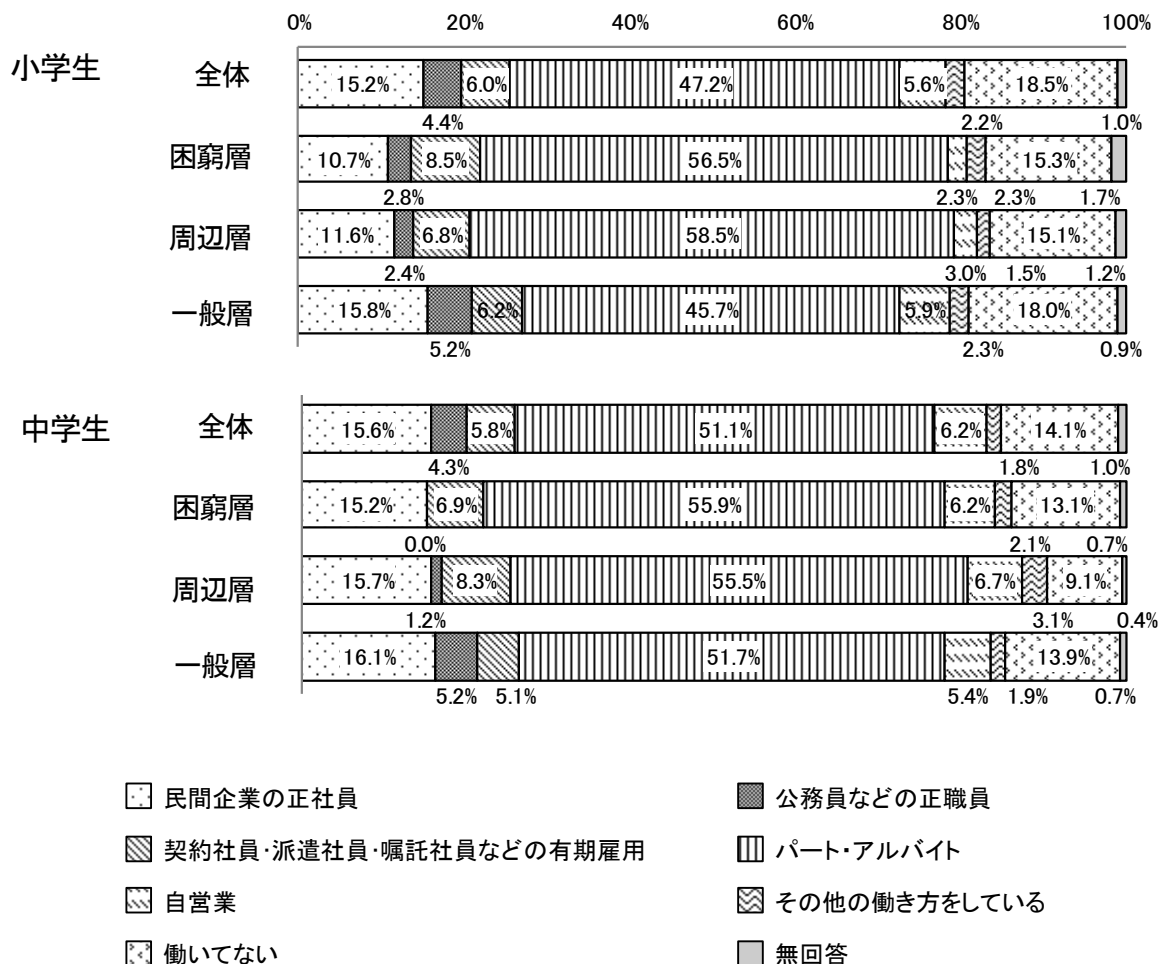


7. 保護者の就労状況

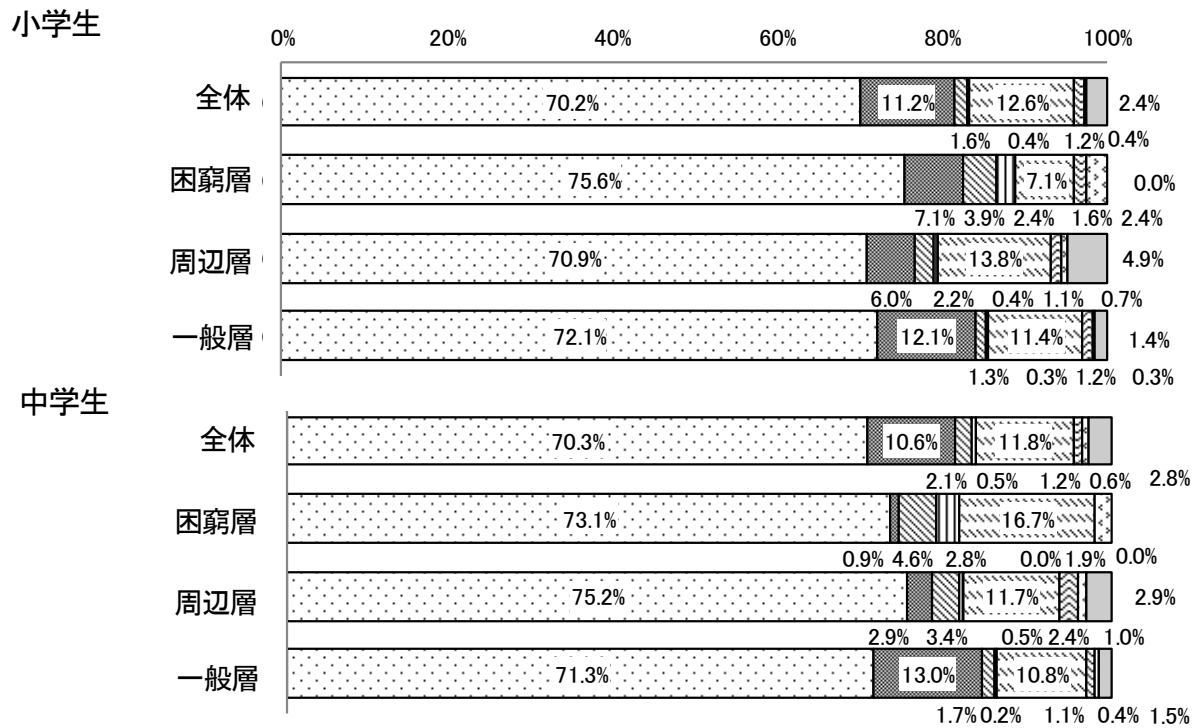
困窮層では平日の日中以外の勤務がある保護者の割合が高い。

- 父母ともに、正社員、正職員の保護者の割合は一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 23、図表 24)
- 早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 25、図表 26)
- ふたり親で両親が共働きをしている世帯において、両親とも非正規雇用の場合は困窮層の割合が 14.3%となっている。(図表 27)

〔図表 23 保護者：母親の現在の就業状況〕

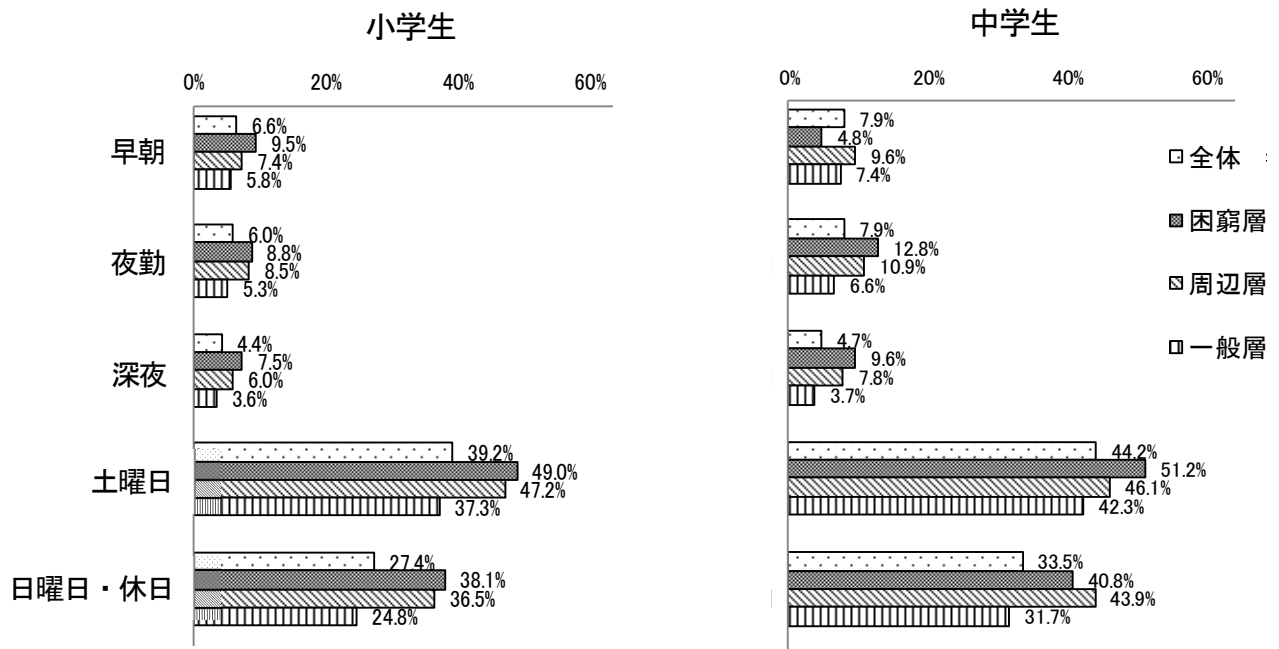


〔図表 24 保護者：父親の現在の就業状況〕

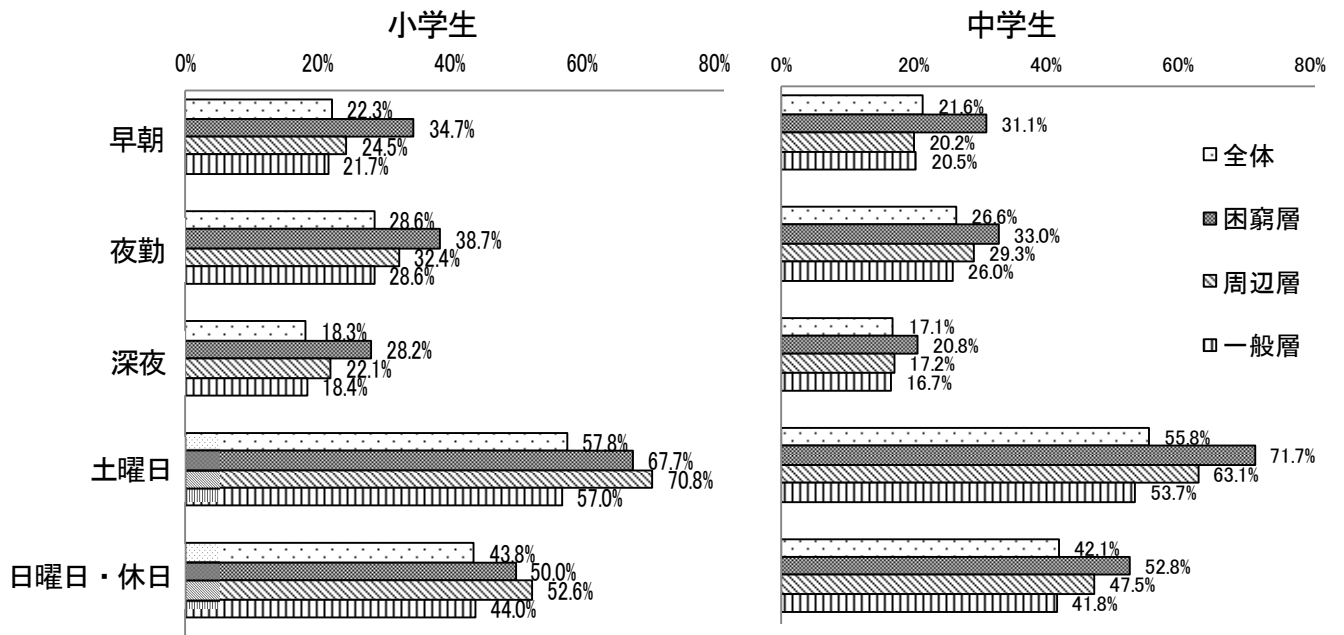


- 民間企業の正社員
- 公務員などの正職員
- 契約社員・派遣社員・嘱託社員などの有期雇用
- パート・アルバイト
- 自営業
- その他の働き方をしている
- 働いてない
- 無回答

〔図表 25 保護者：母親の平日昼間以外の勤務〕

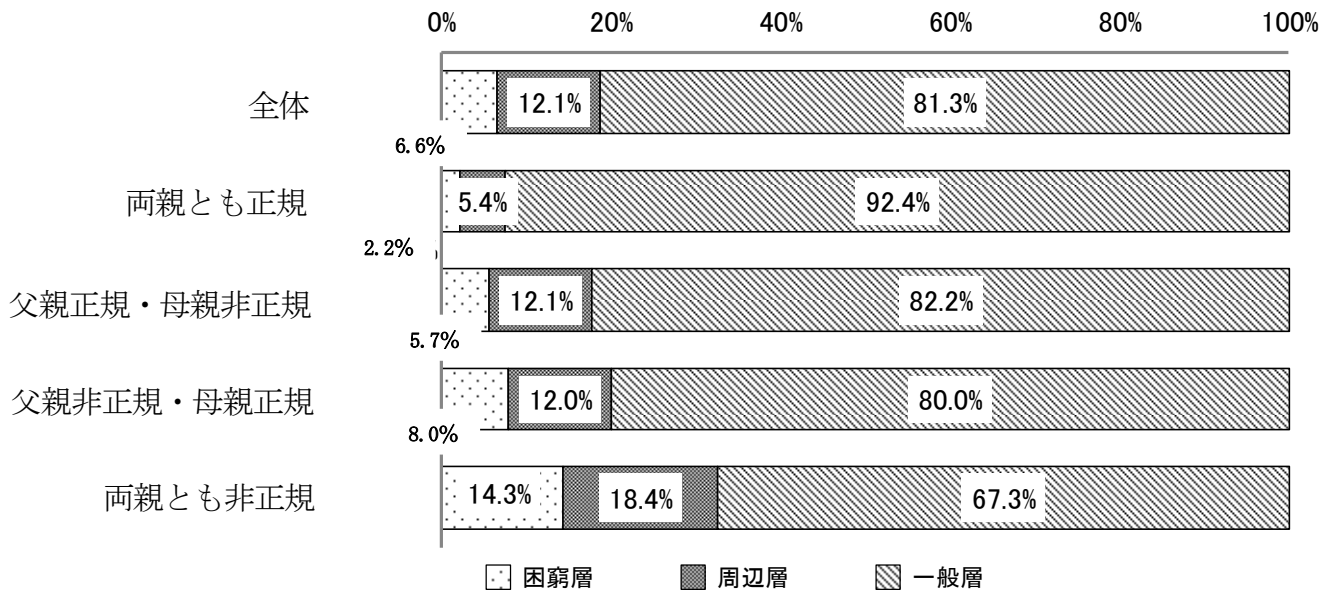


〔図表 26 保護者：父親の平日昼間以外の勤務〕



〔図表 27 保護者：生活困難度〕
共働きの形態別

<保護者全体>



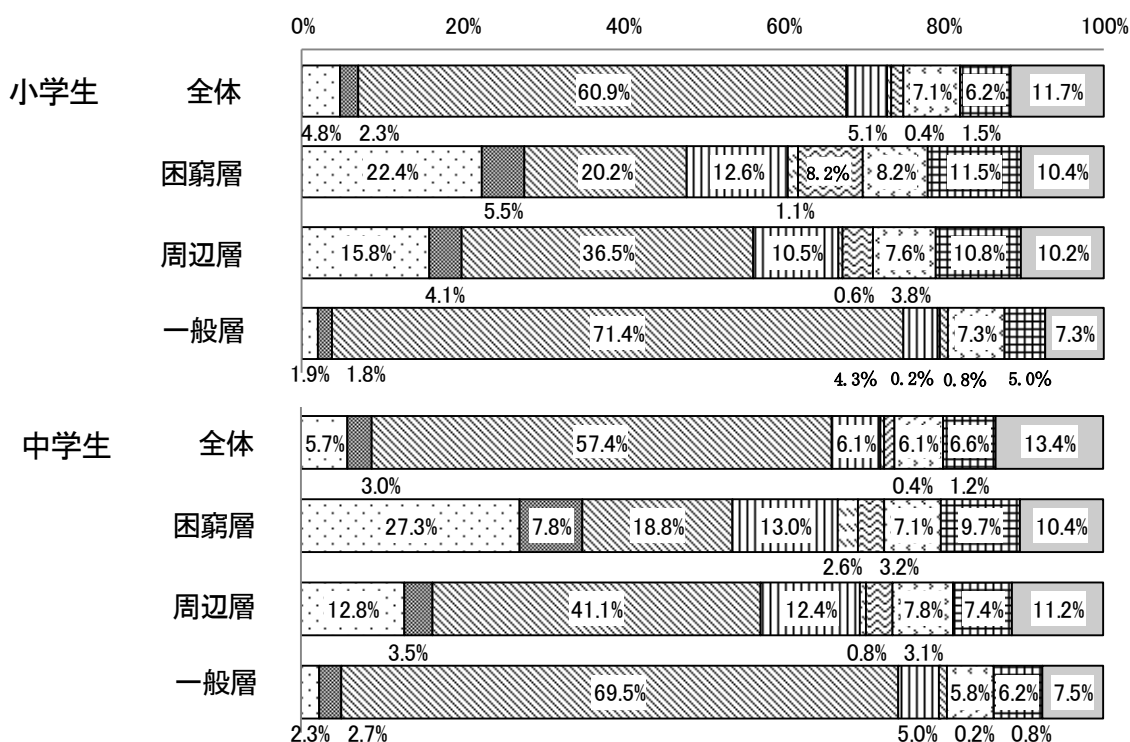
※対象は父母が同居しており、父母とも働いている家庭

8. 経済的支援制度の利用状況

困窮層では就学援助費を利用したことがある保護者の割合が30%程度であり、制度を知らない保護者の割合も高い。

- 就学援助費の利用状況を見ると、「現在利用している」「利用したことがある」を合わせた割合は、困窮層で約30%、周辺層で約20%となっている。小学生保護者の困窮層では、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」という割合がそれぞれ約8%である。(図表28)

〔図表28 保護者：就学援助費の利用状況〕



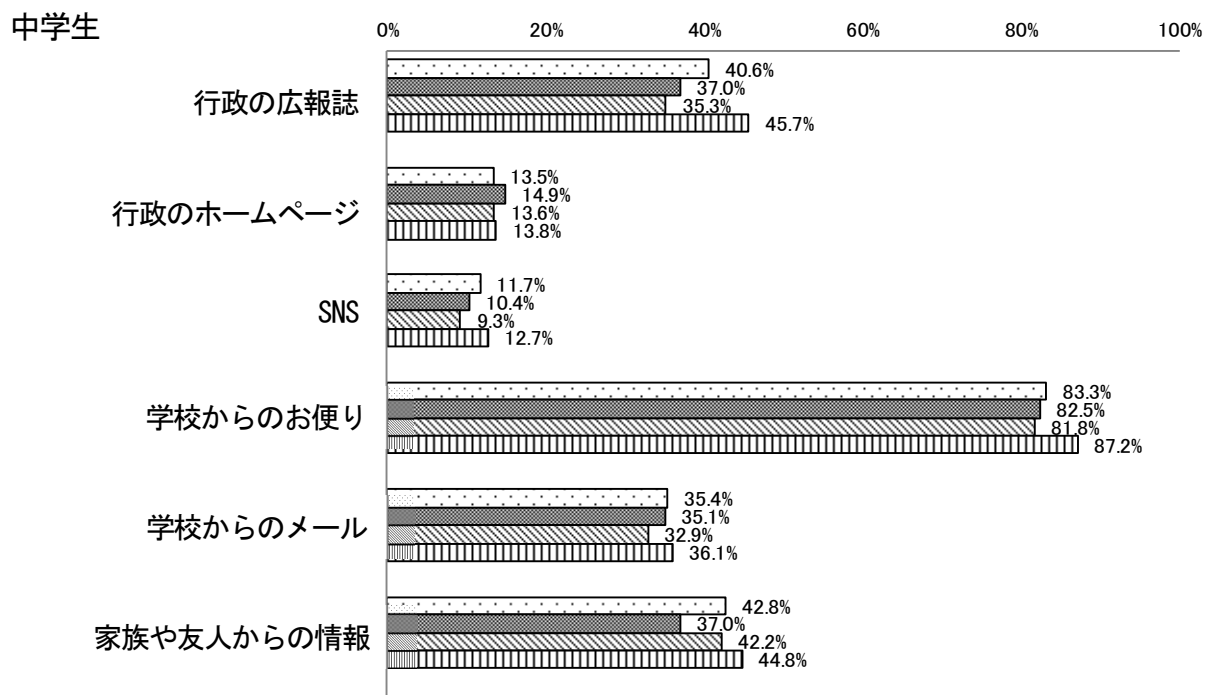
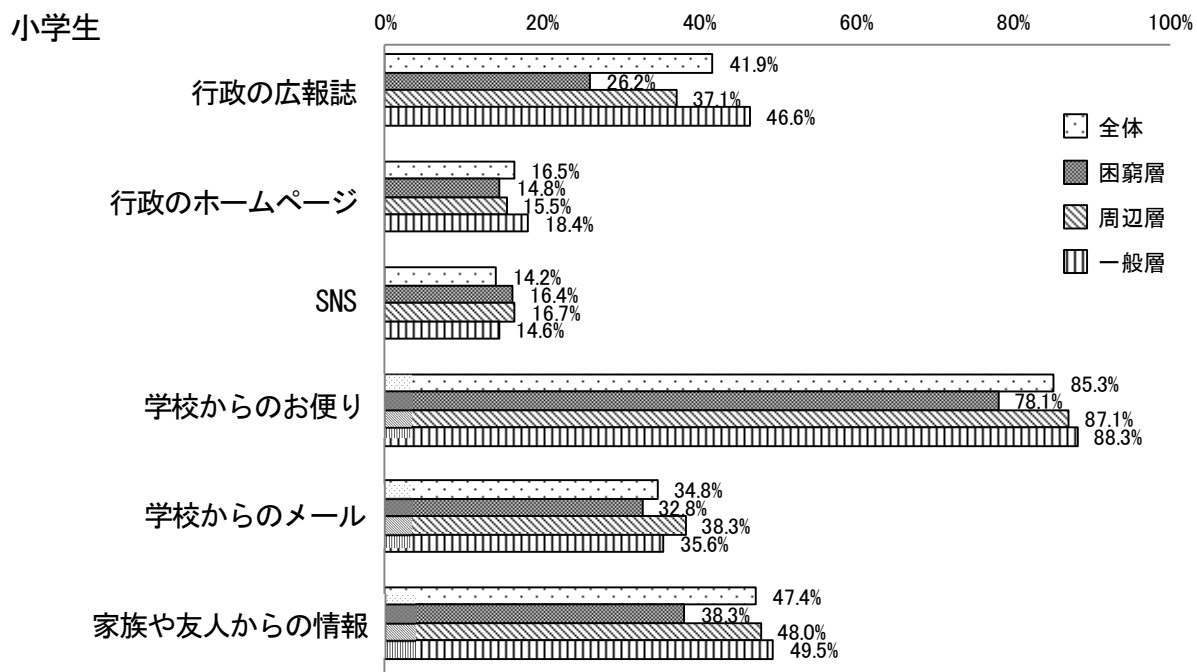
- 現在利用している
- 利用したことがある
- ▨ 利用したいと思ったことがなかった
- ▧ 利用したかったが条件を満たしていなかった
- ▩ 利用したかったが制度等が使いづらかった
- 利用の仕方がわからなかった
- 制度等について全く知らなかった
- ▬ 理由不明だが利用せず

9. 子育て支援制度・相談機関の利用状況

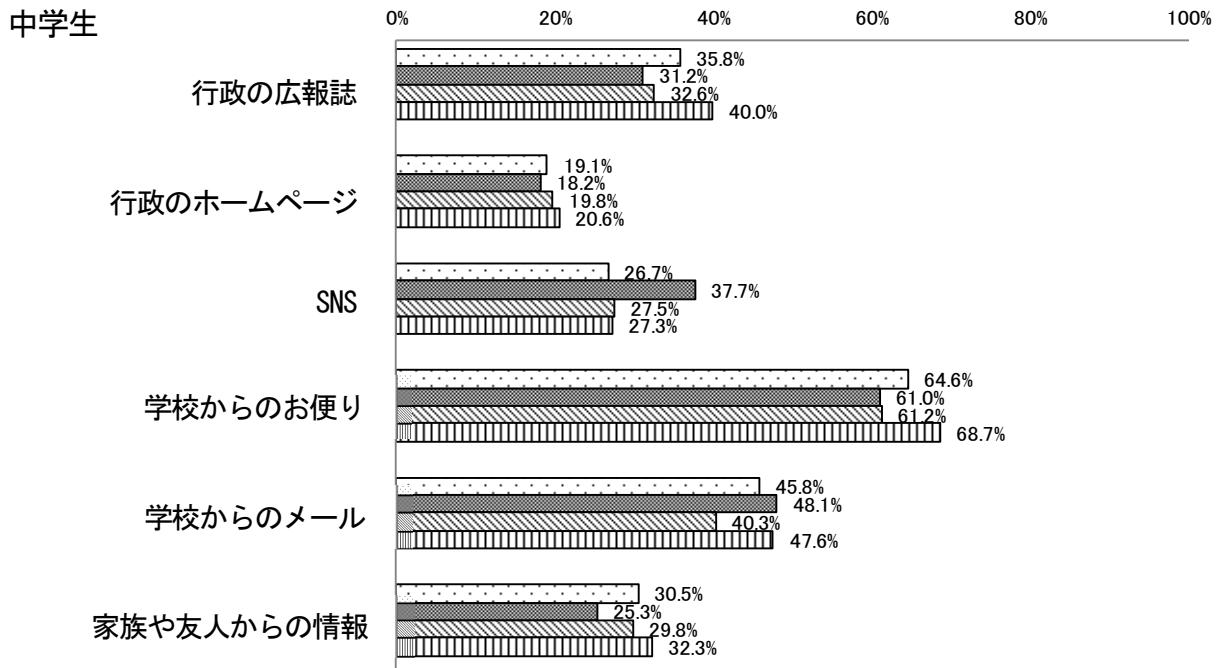
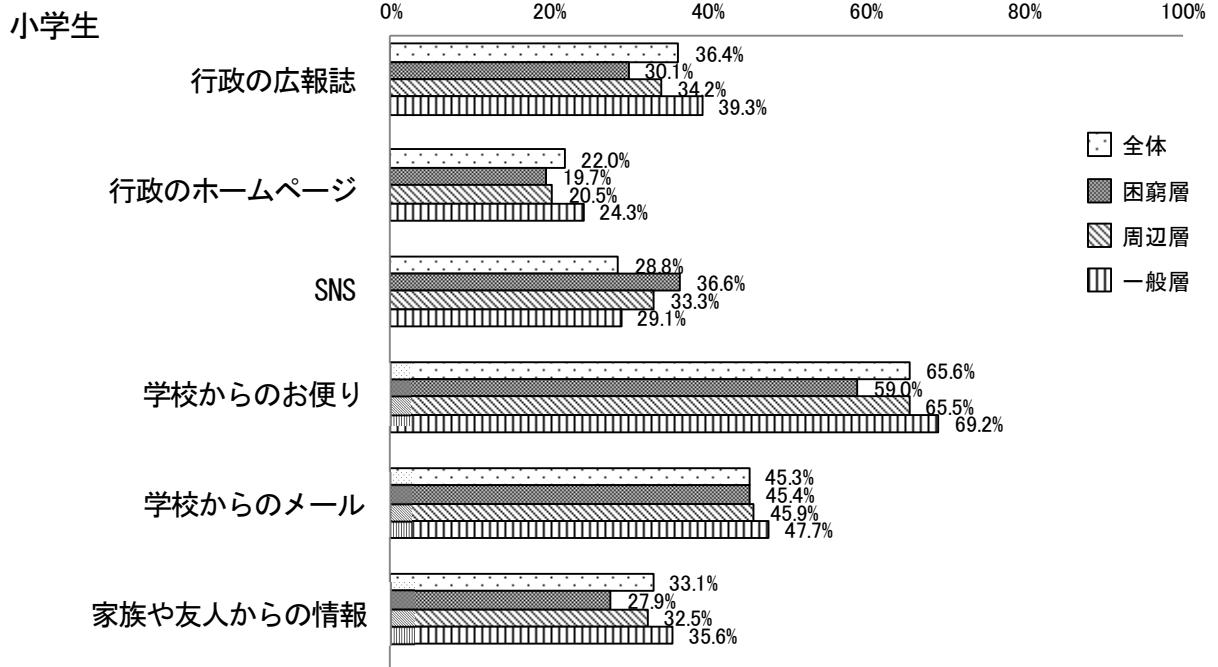
生活困難度によらず、子どもに関する支援制度等の情報の受け取りや、悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層では学校に「相談したかったが抵抗感があった」と回答した割合が高い。

- 子どもに関する支援制度等の情報受け取り方法でもっとも割合の高いものは「学校からのお便り」であり、生活困難度によらず保護者の約 80～90%が挙げている（ただし、小学校保護者については困窮層においてやや低い）。（図表 29）
- 今後の情報の受け取り方法として、困窮層では一般層に比べて「SNS」を挙げる割合が高い。（図表 30）
- 【再掲】（子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や、中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。（図表 9）
- 公的機関等の中で相談経験がある割合がもっとも高いのは「学校・保育所・幼稚園の先生」である一方で、「学校・保育所・幼稚園の先生」に対して「相談したかったが抵抗感があった」と回答した保護者の割合は、困窮層の方が高い。（図表 31、図表 32）
- 世帯タイプ別では、学校などに相談をしたかったが抵抗感があったと回答した保護者の割合が、ふたり親世帯に比べてひとり親世帯の方が高い。（図表 33）

〔図表 29 保護者：現在の支援制度等の情報の受け取り方法〕

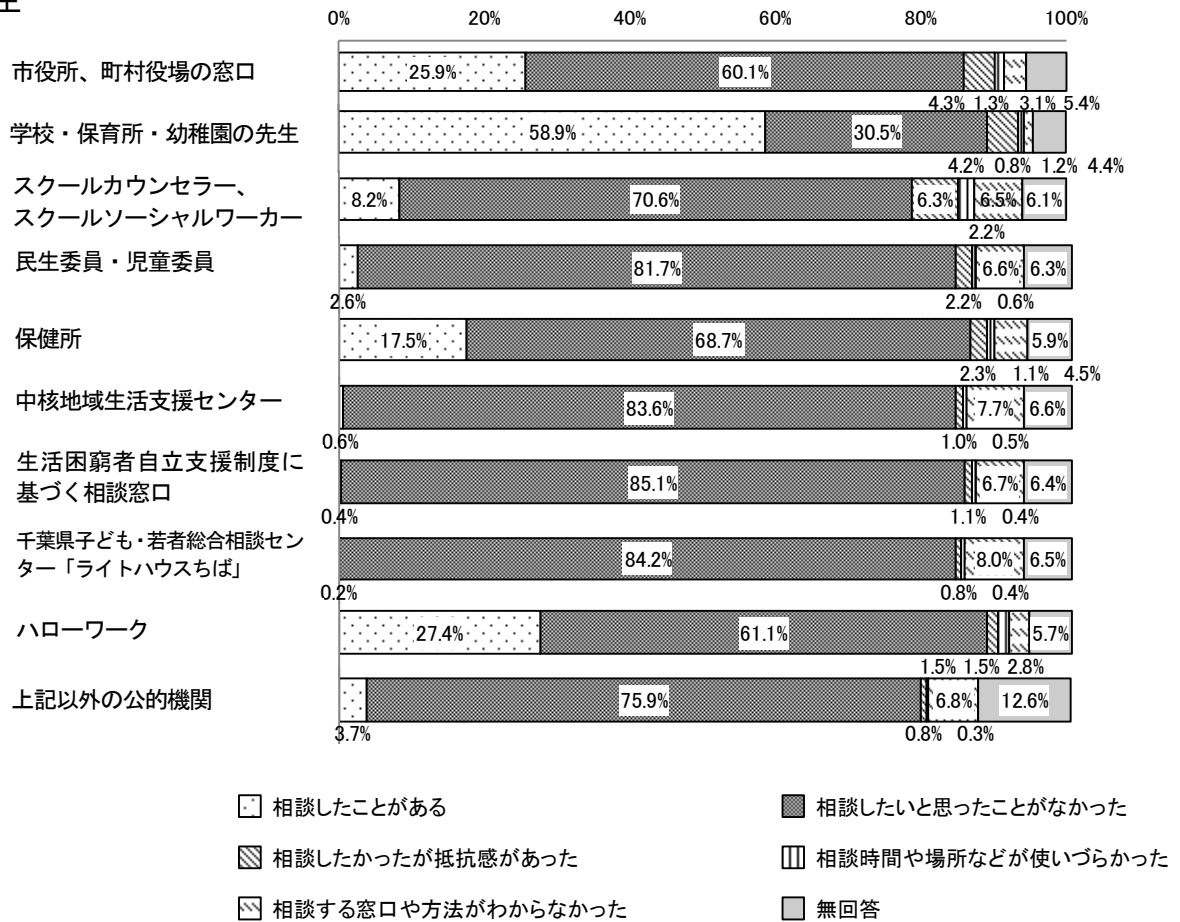


〔図表 30 保護者：今後希望する支援制度等の情報の受け取り方法〕

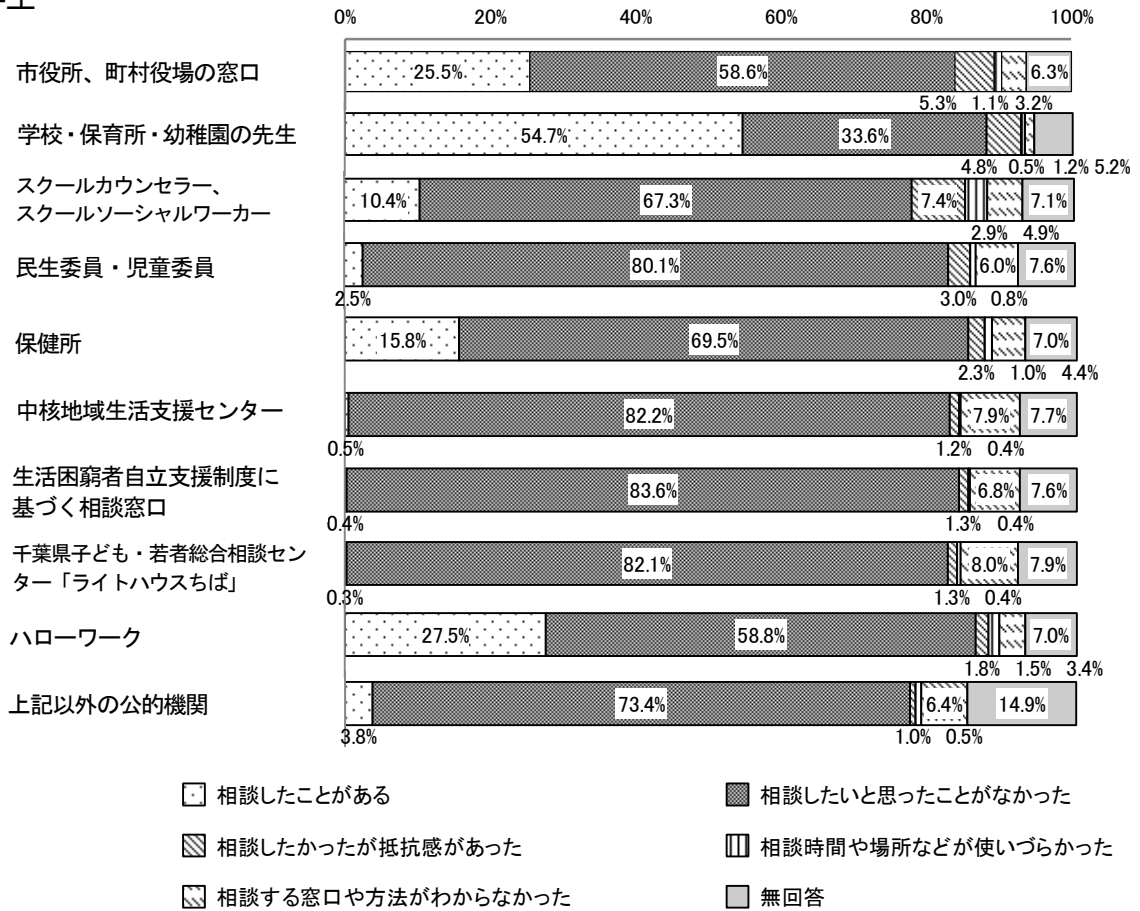


〔図表 31 保護者：公的機関への相談経験（全体）〕

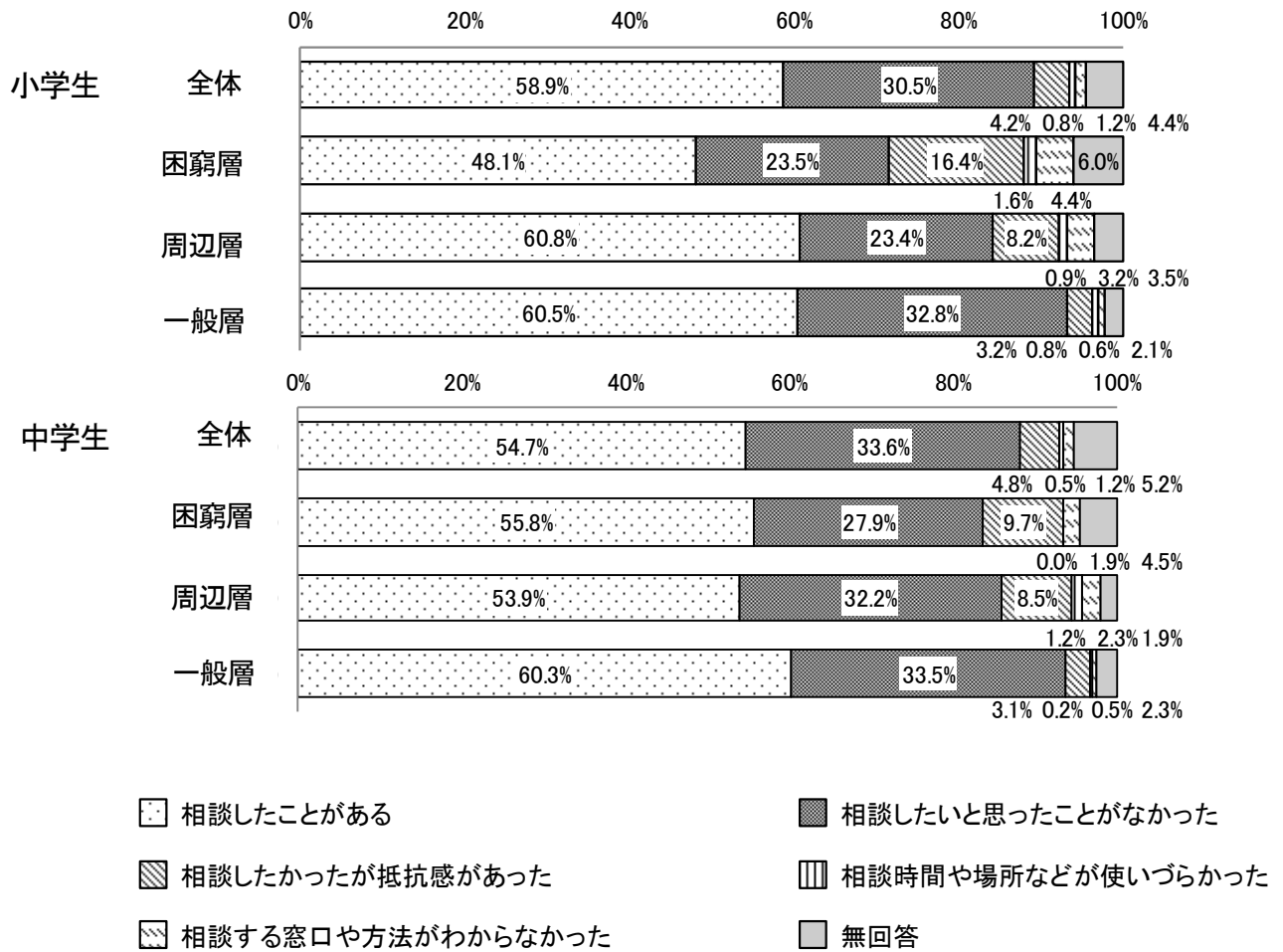
小学生



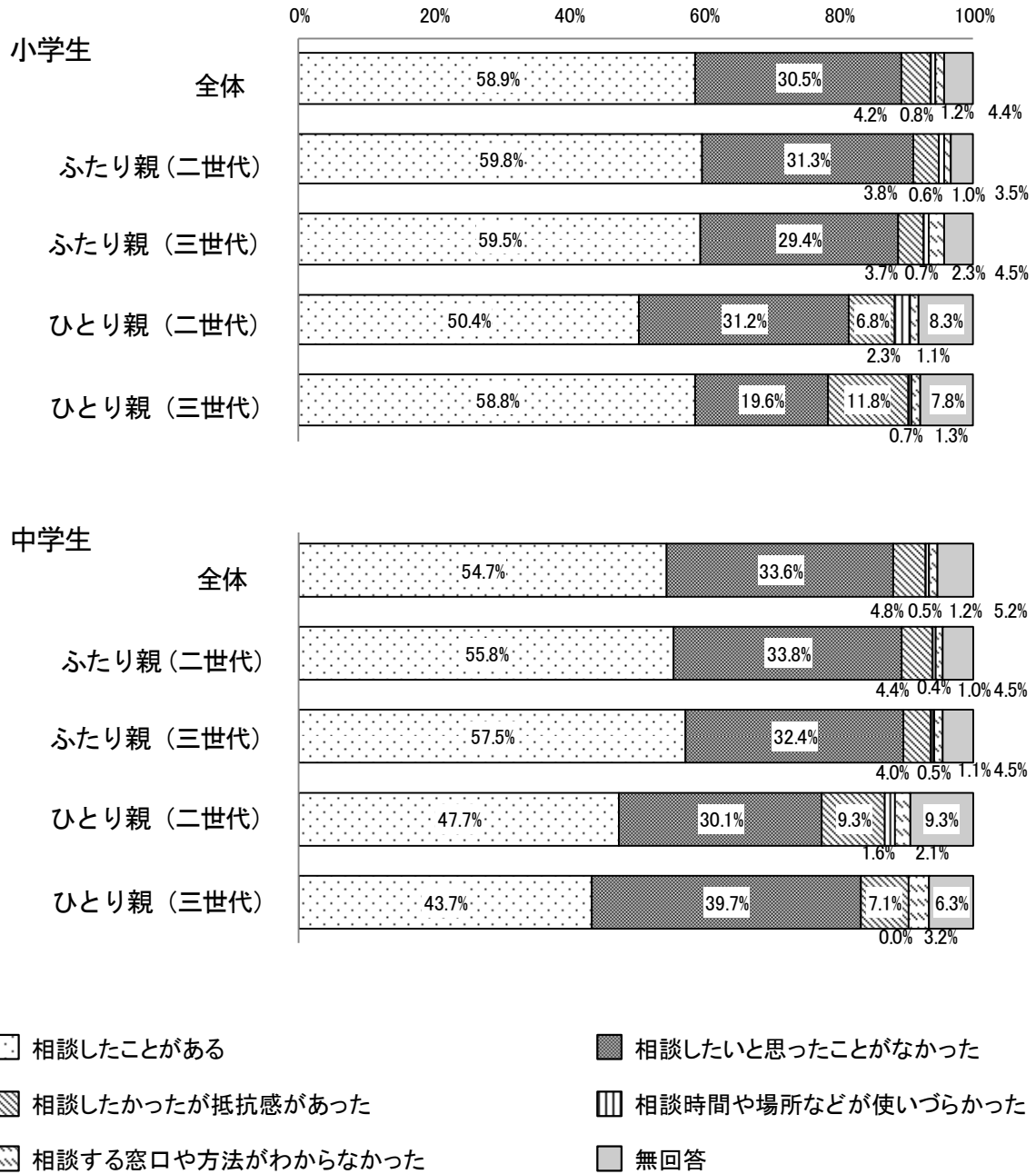
中学生



〔図表 32 保護者：学校や幼稚園等の先生への相談経験〕



〔図表 33 保護者：学校や幼稚園等の先生への相談経験〕
世帯タイプ別



10. テーマ別

【貧困継続状況別】

貧困が続いていた家庭の子どもとそうではない子どもに違いがあるか、貧困の継続状況の違いによる比較を行った。

■クロス軸の設定

生活困難度と「10年前の暮らし向き」から以下4グループを作成

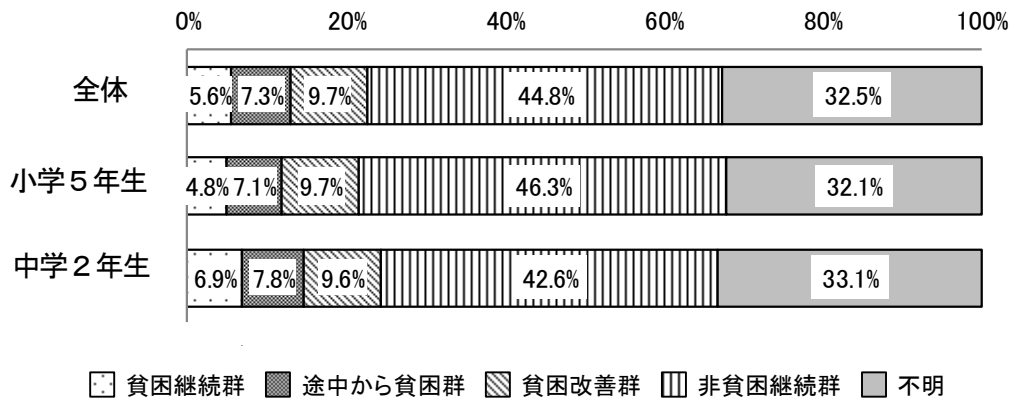
		10年前の暮らし向き	
		大変苦しかった やや苦しかった	大変ゆとりがあった ややゆとりがあった
生活困難度	困窮層・周辺層	①貧困継続群	②途中から貧困群
	一般層	③貧困改善群	④非貧困継続群

		①貧困継続群	②途中から 貧困群	③貧困改善群	④非貧困継続 群
保護者	小学生	212	311	428	2,034
	中学生	193	216	268	1,187
子ども	小学生	209	294	410	1,969
	中学生	190	216	265	1,175

■結果概要

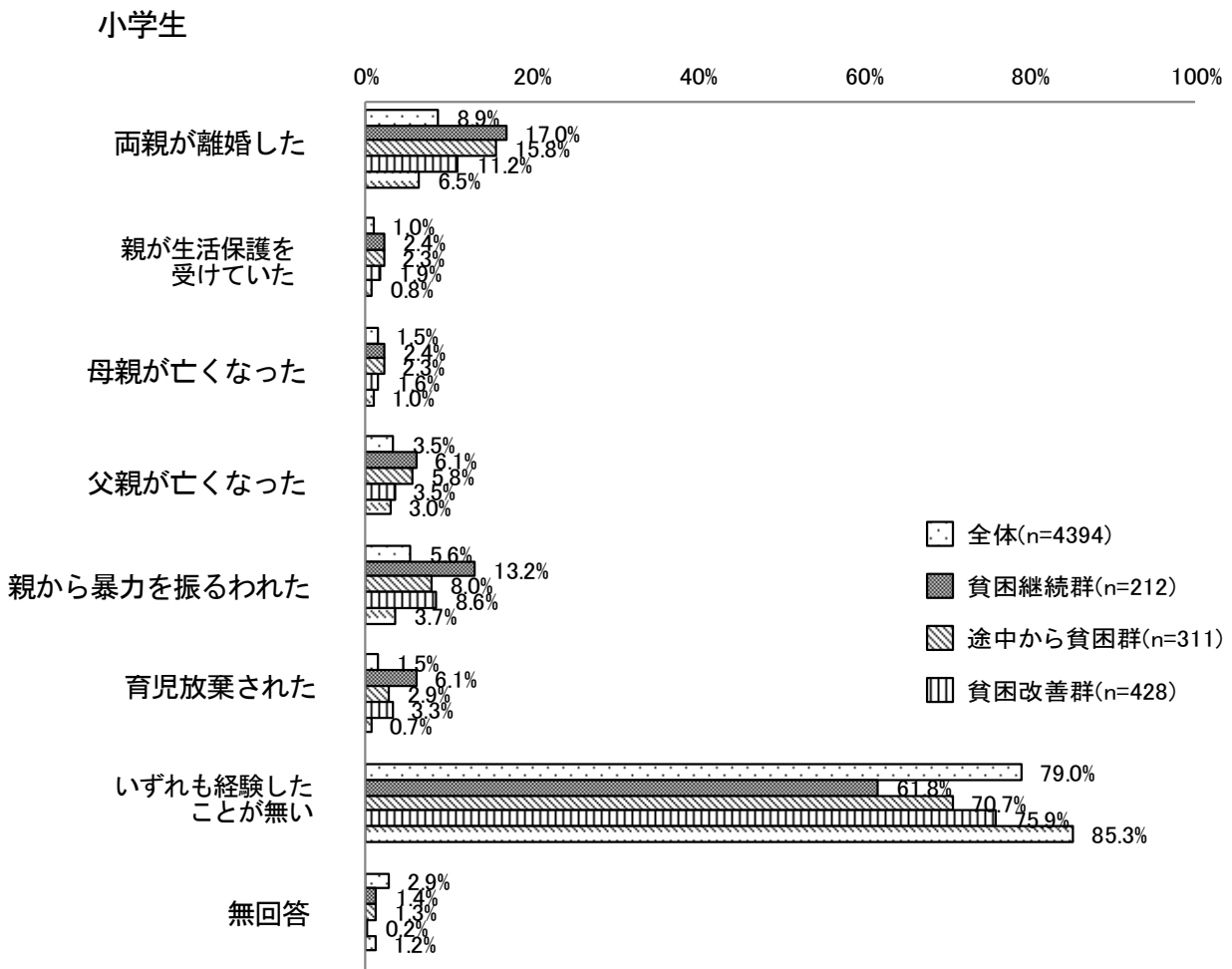
- ・ 貧困が続いている場合、途中から貧困になった場合に比べて保護者自身が成人前に親からの暴力などのつらい経験をしている割合が高く、自己肯定感の低い傾向がある（図表 35、図表 36）
- ・ 貧困が続いている場合、途中から貧困になった場合に比べて保護者が配偶者から暴力を振るわれたり、自殺を考えたことがあるという割合が高く、相談相手がいると回答した割合が低い（図表 37、図表 38）
- ・ 貧困が続いている場合、途中から貧困になった場合に比べて子どもが将来のために今頑張りたいと思えなかったり、自己肯定感が低い傾向がある（図表 39、図表 40）

〔図表 34 保護者：貧困継続状況〕

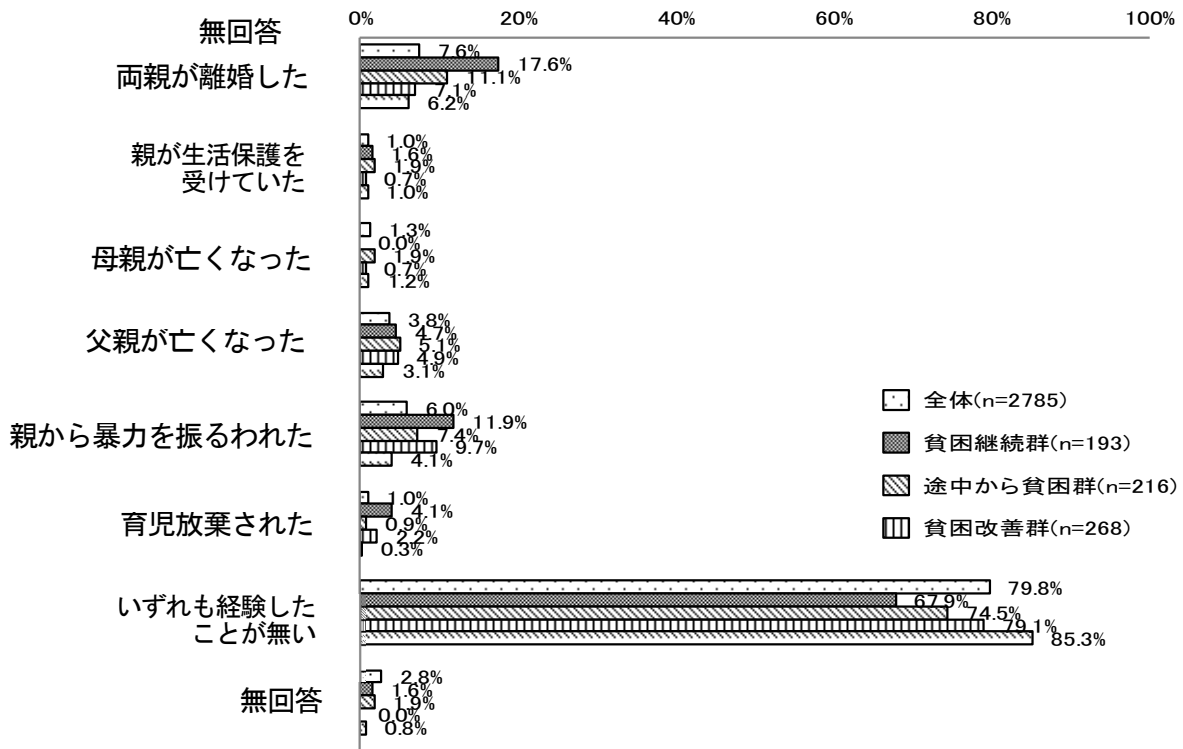


■関連項目

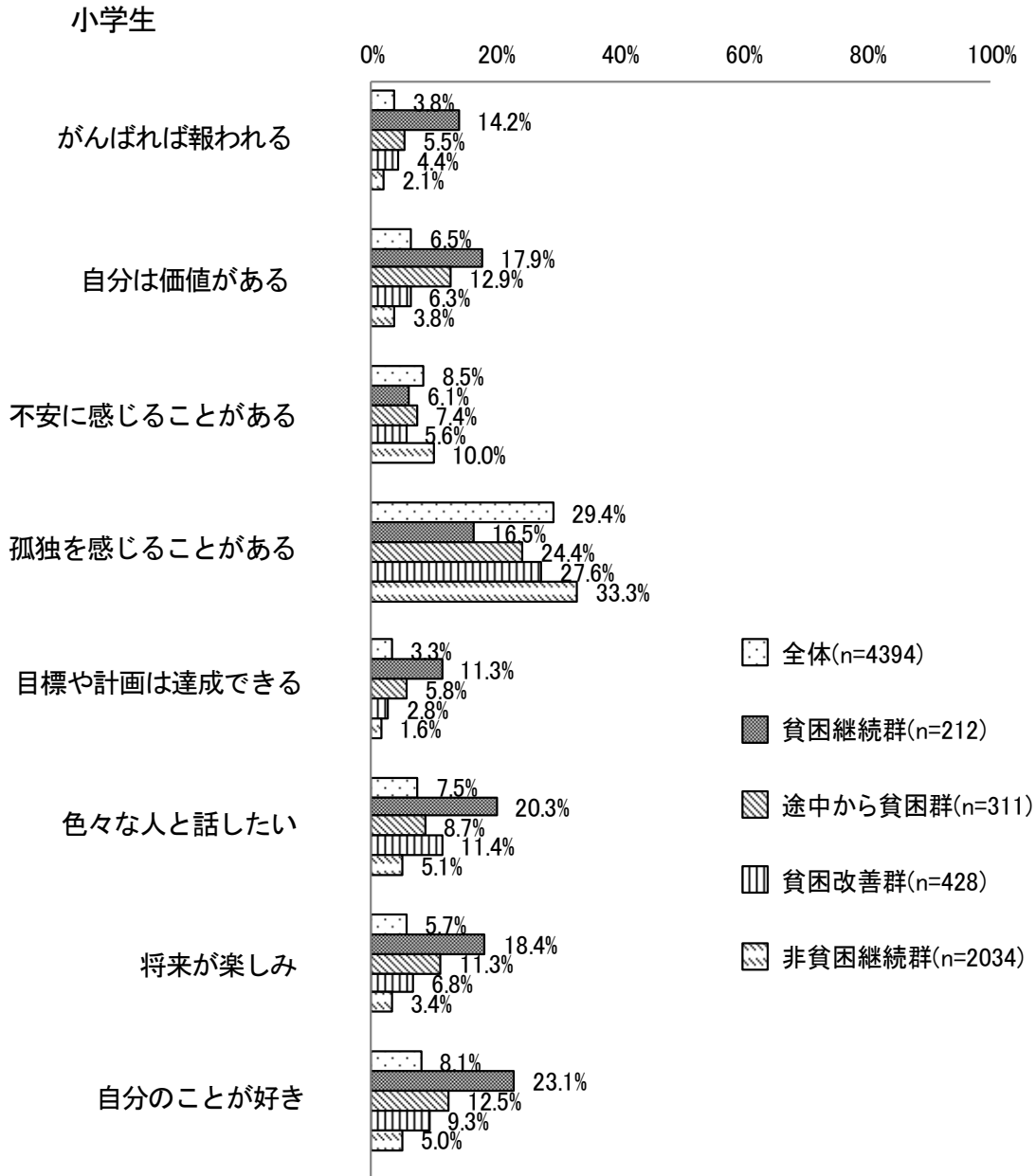
〔図表 35 保護者：あなたが成人する前に体験したこと〕



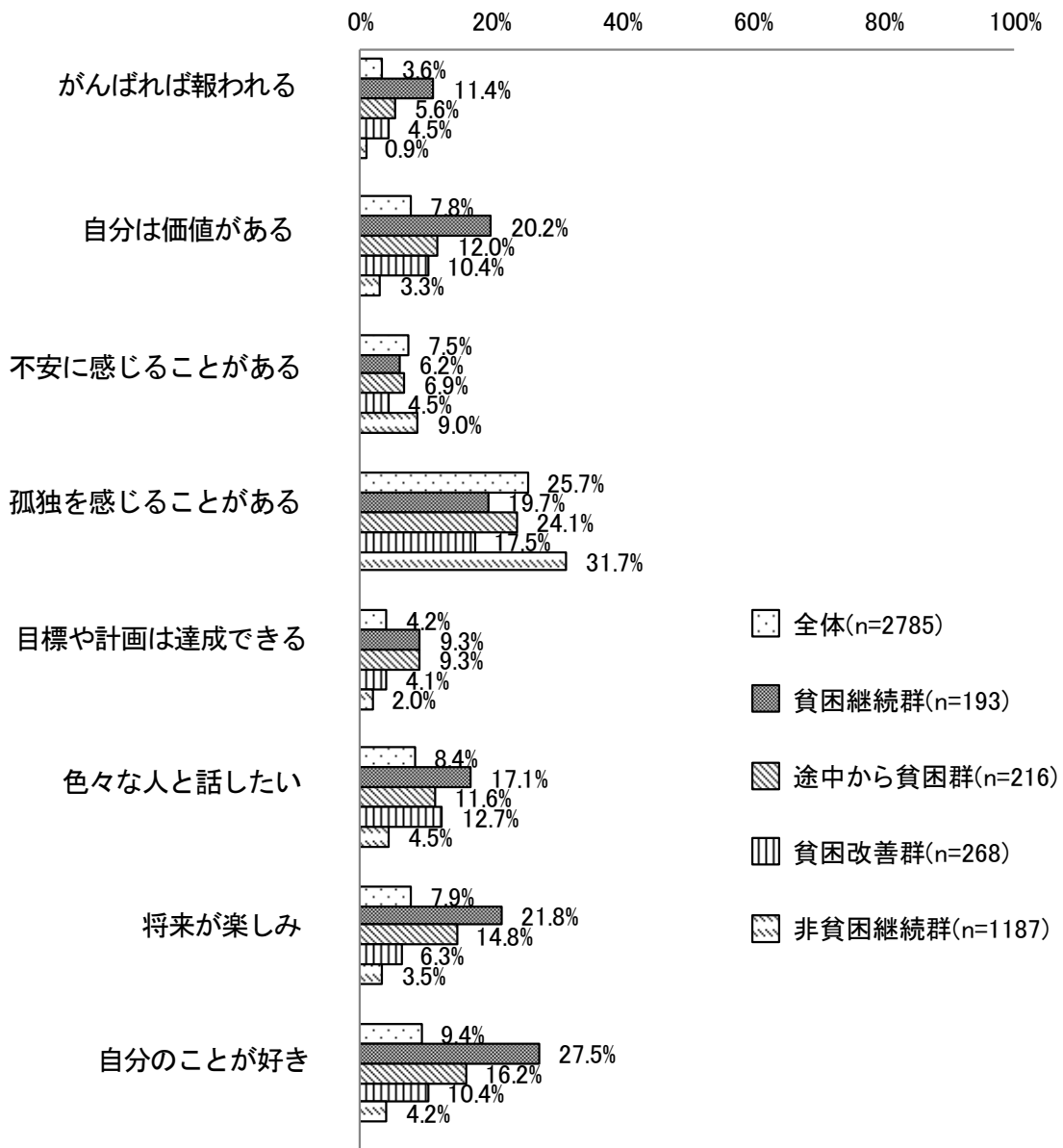
中学生



〔図表 36 保護者：あなたの気持ち（「思わない」の割合）〕

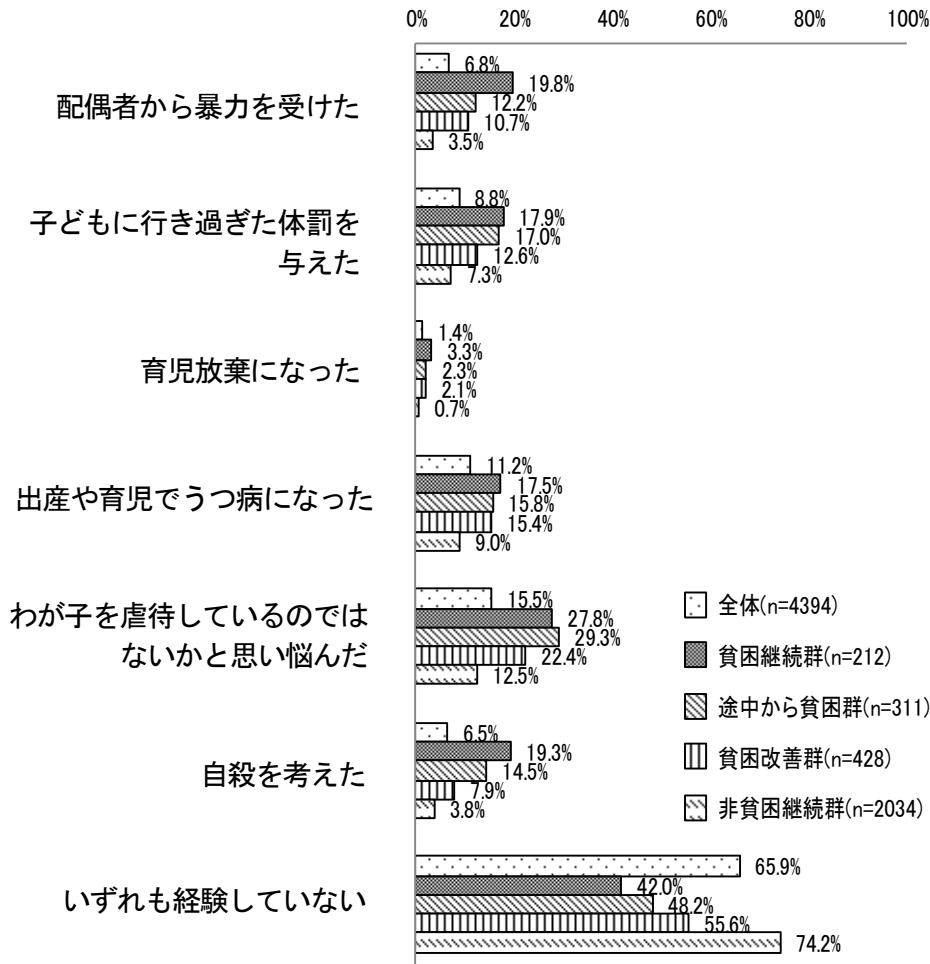


中学生

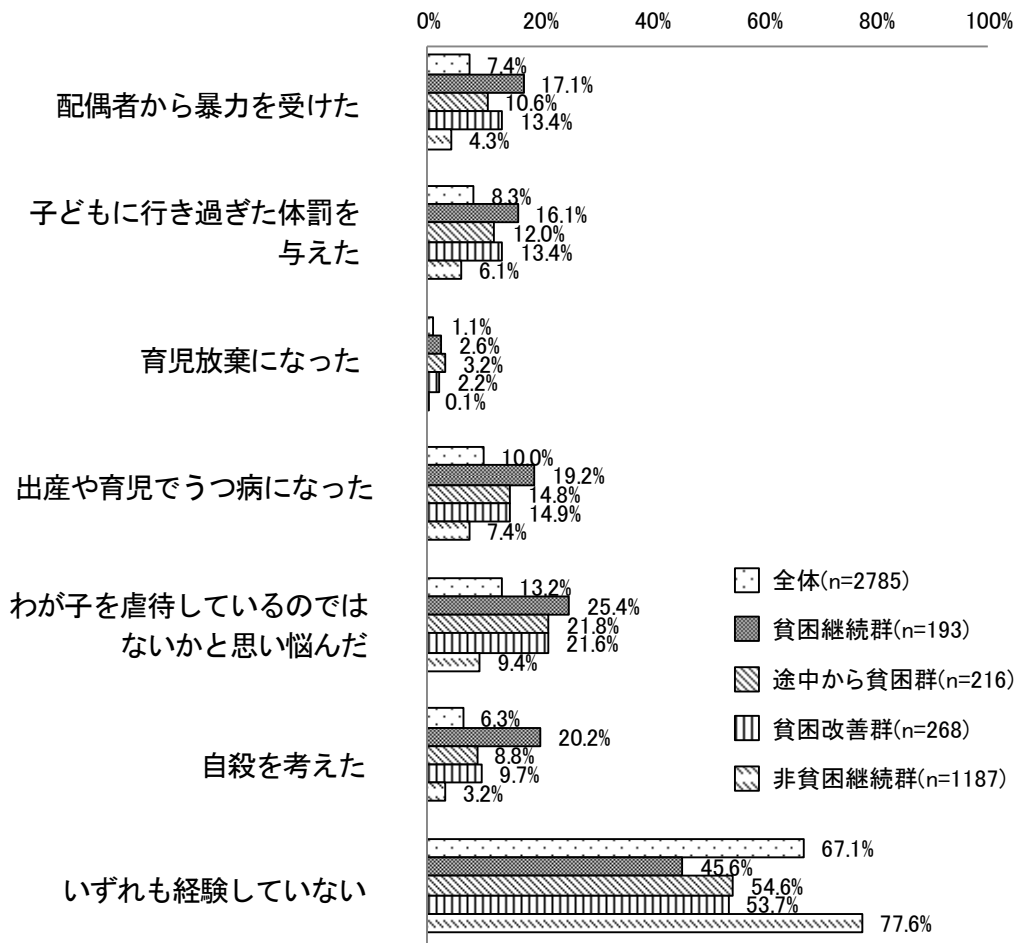


〔図表 37 保護者：子どもをもってから経験したこと〕

小学生

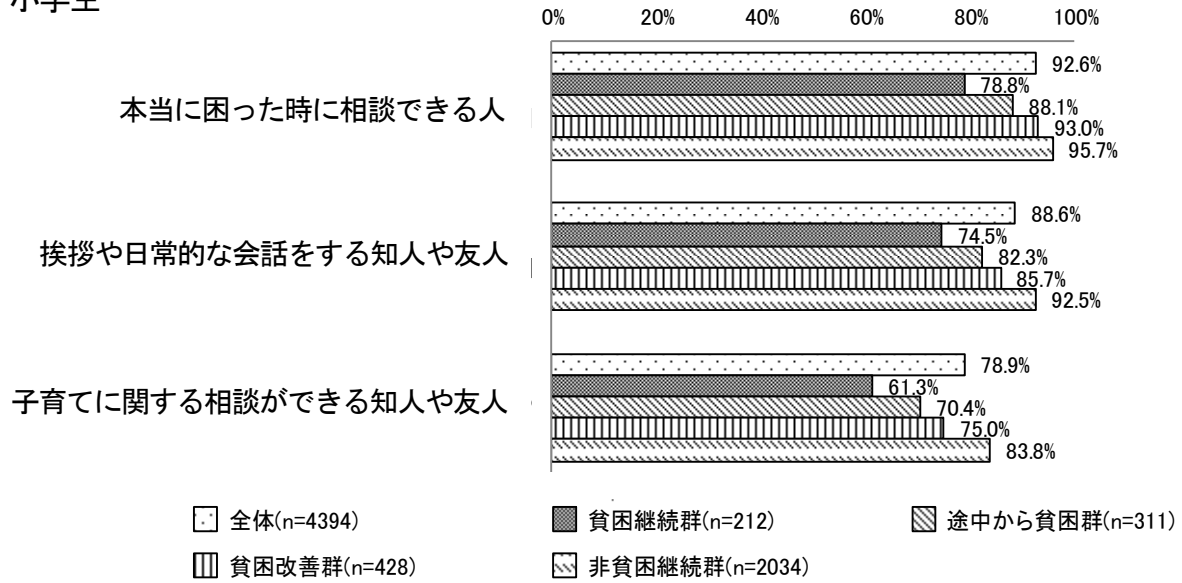


中学生

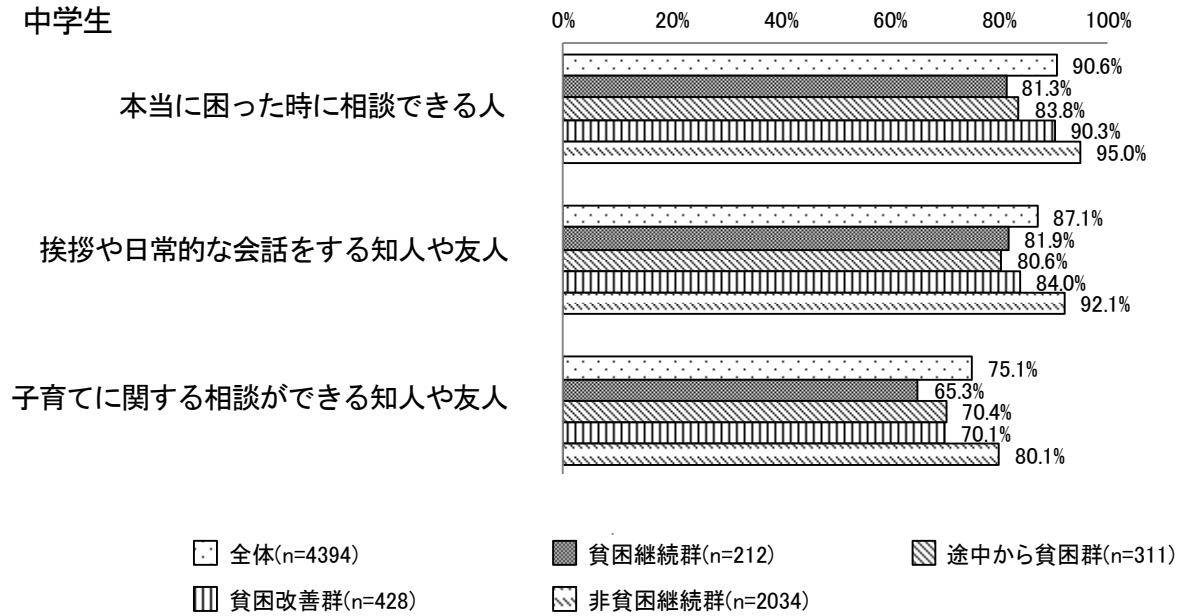


〔図表 38 保護者：相談相手、近隣の知人・友人（「いる」の割合）〕

小学生

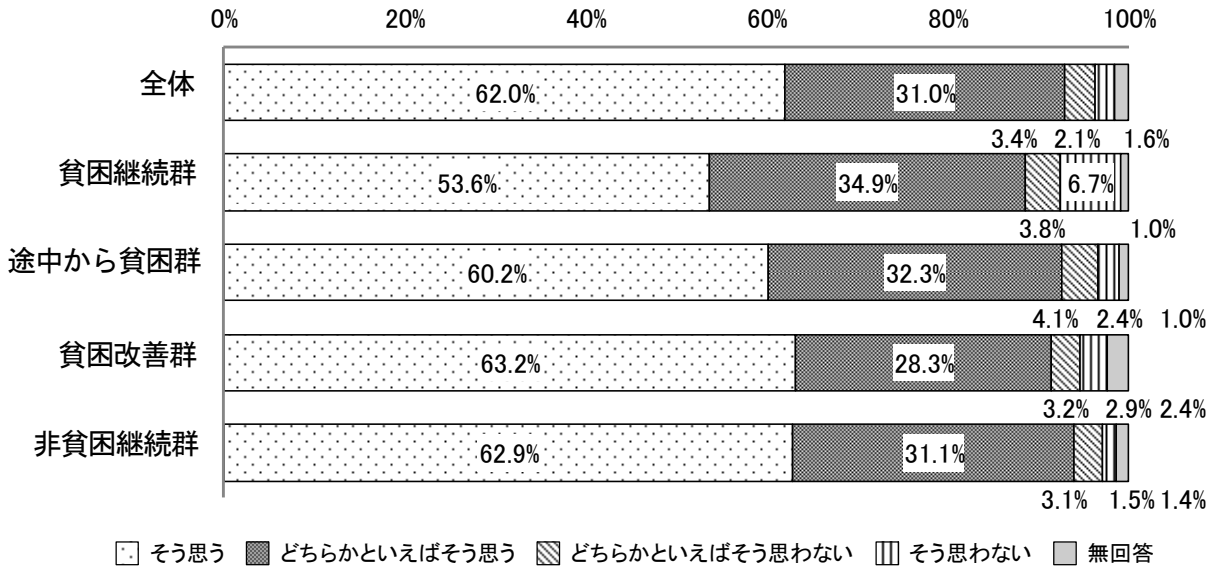


中学生

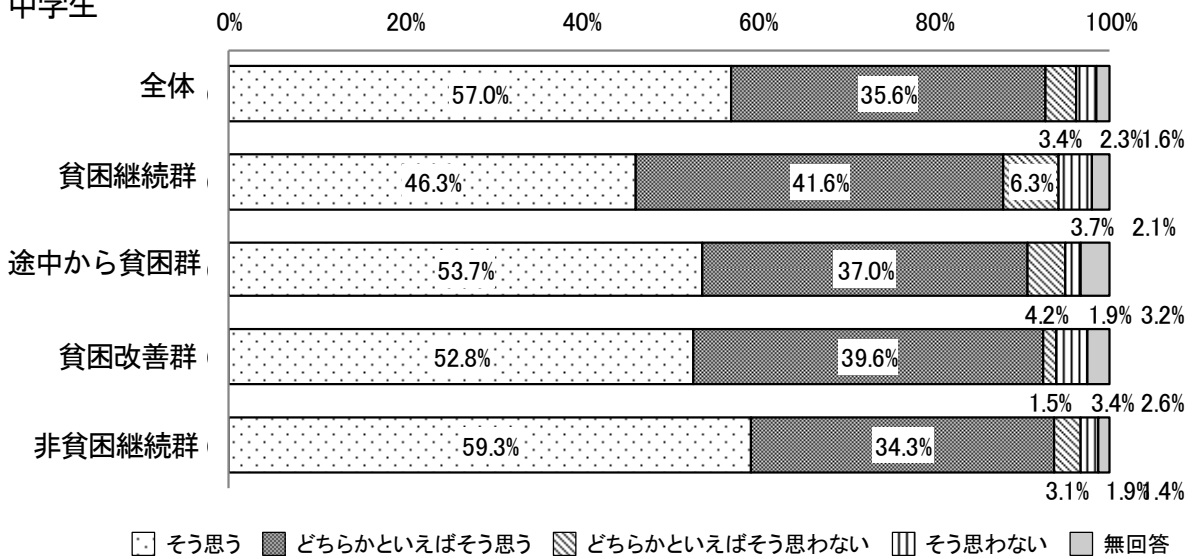


〔図表 39 子ども：将来のために、今頑張りたいと思うか〕

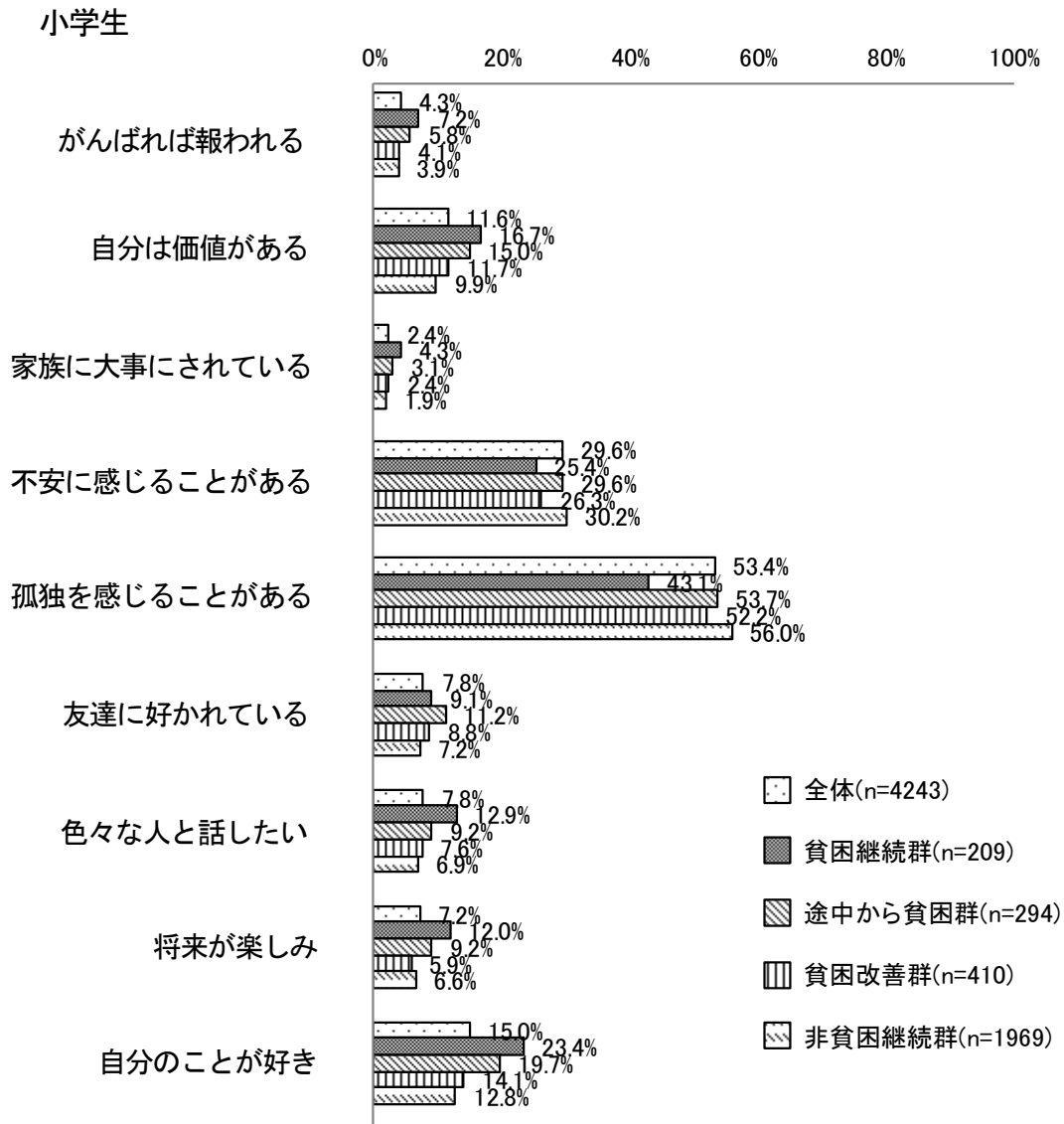
小学生



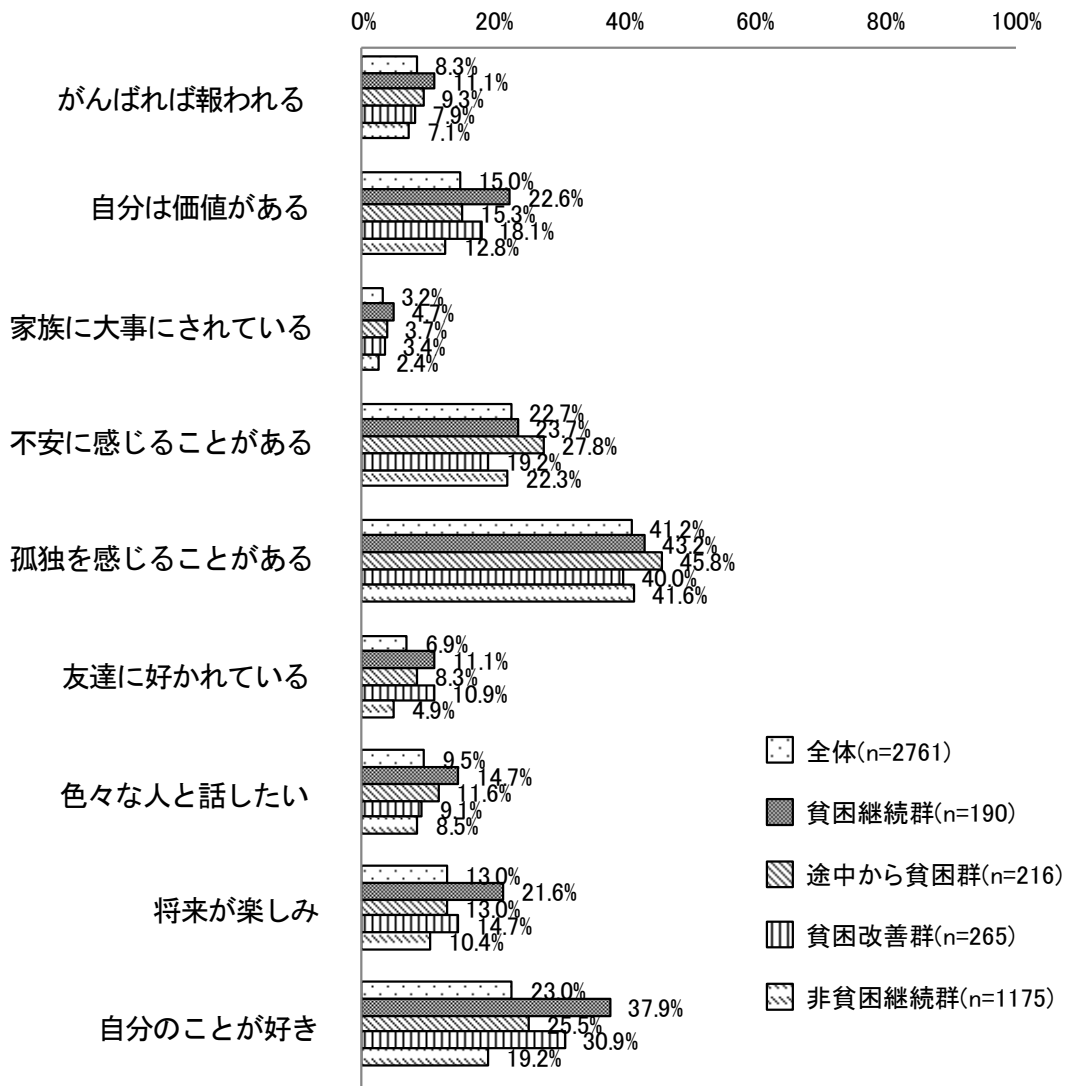
中学生



〔図表 40 子ども：自己肯定感（「思わない」の割合）〕



中学生



【保護者国籍別】

外国籍の方への支援の在り方を検討するため、保護者の国籍の違いによる比較を行った。

■クロス軸の設定

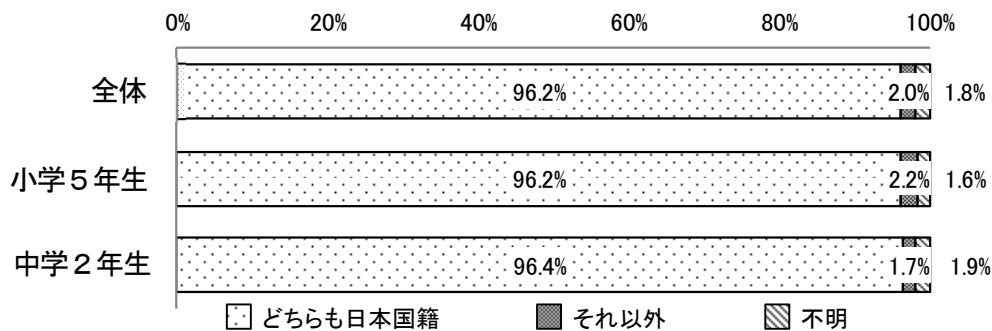
「親の国籍」から以下2グループを作成

①父母ともに日本国籍	②それ以外
------------	-------

※ひとり親の場合は、同居している親の国籍が日本であれば「父母ともに日本国籍」、日本以外であれば「それ以外」に分類した。

<学年別 保護者国籍>

〔図表 41 保護者：父親・母親の国籍〕



⇒ 「それ以外」のサンプルが少ないため、学年を分けずに集計する。

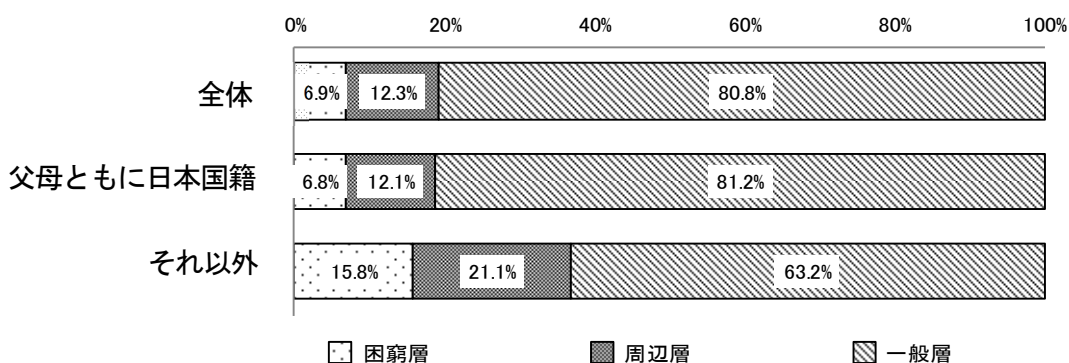
	①父母ともに日本国籍	②それ以外
保護者	6,910	144
子ども	6,851	143

■結果概要

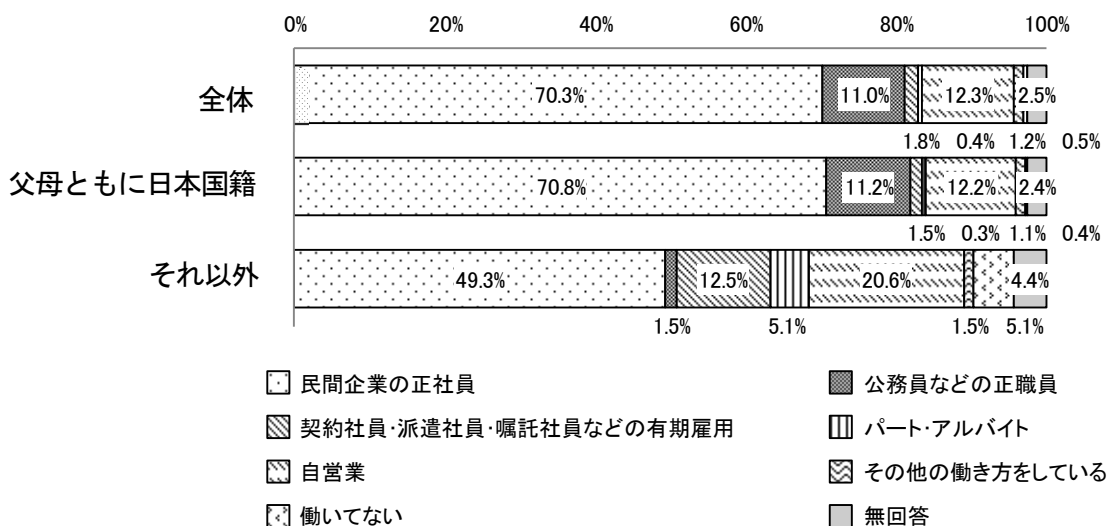
- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、日本国籍の家庭に比べて困窮状況にある割合が高く、特に父親の就業状況が有期雇用である割合が高い（図表 42、図表 43）
- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、保護者が子どもと学校生活や社会の出来事の話をする時間が少ない傾向がある（図表 44、図表 45）
- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、相談できる相手がいない割合が高く、スクールソーシャルワーカー等については相談する窓口や方法がわからなかったという割合が高い（図表 46、図表 47）
- ・ 自分専用の勉強机など、子どもが使用できるものの割合が低い傾向がある（図表 48）

■関連項目

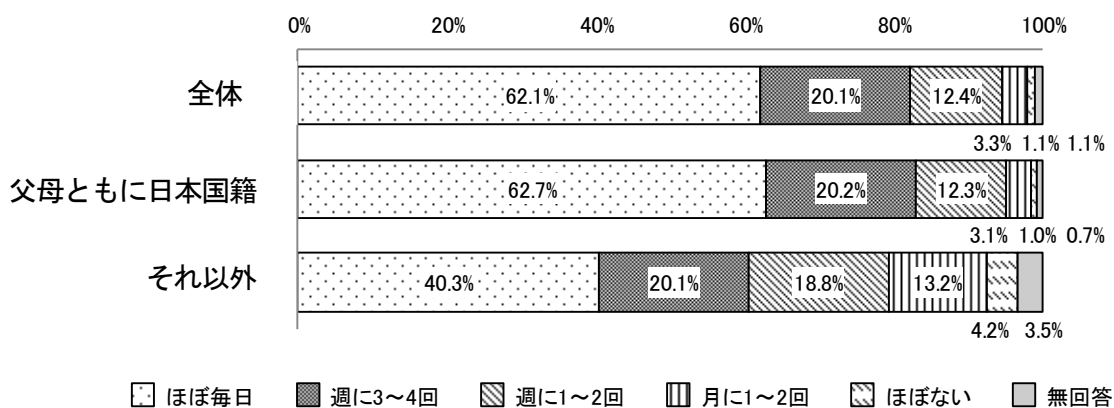
〔図表 42 保護者：生活困難度〕



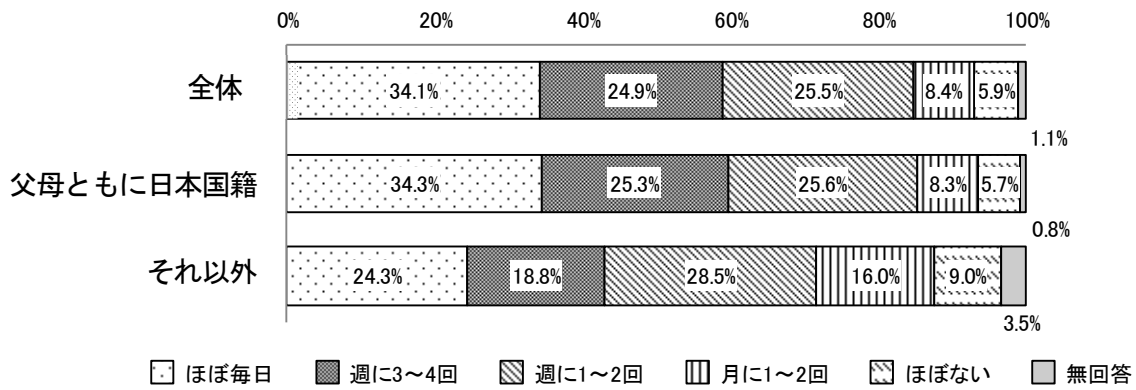
〔図表 43 保護者：父親の現在の就業状況〕



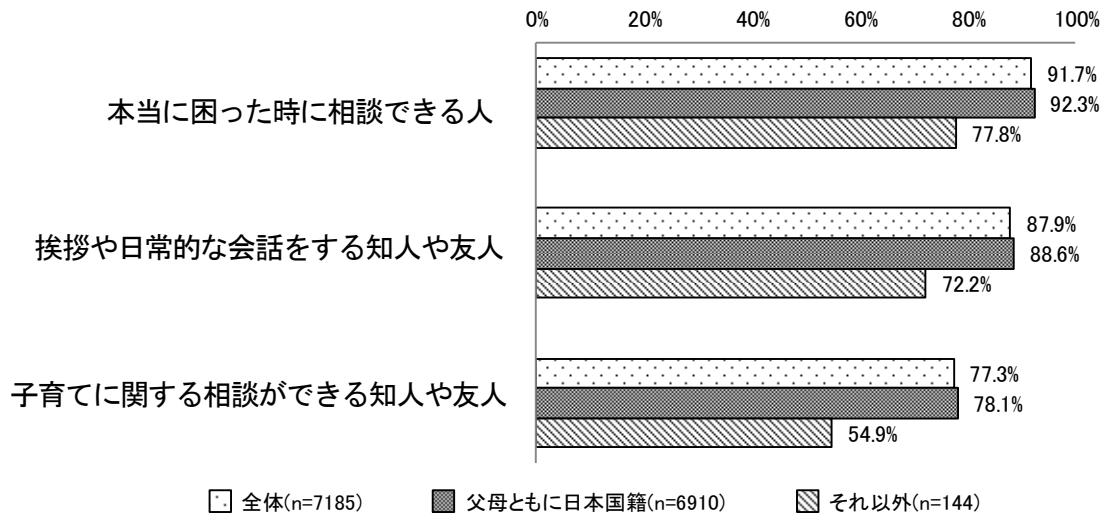
〔図表 44 保護者：子どもと学校生活の話をする〕



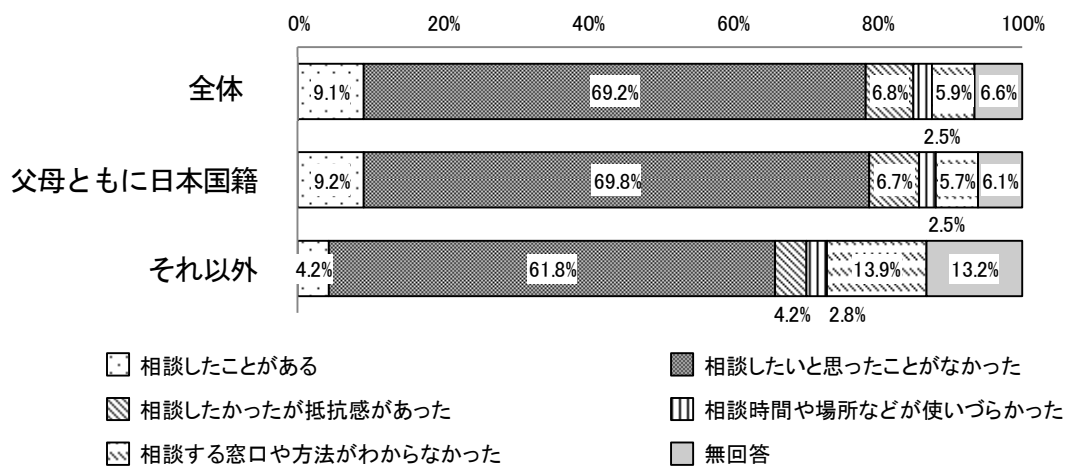
〔図表 45 保護者：子どもとニュースなど社会のできごとについて話す〕



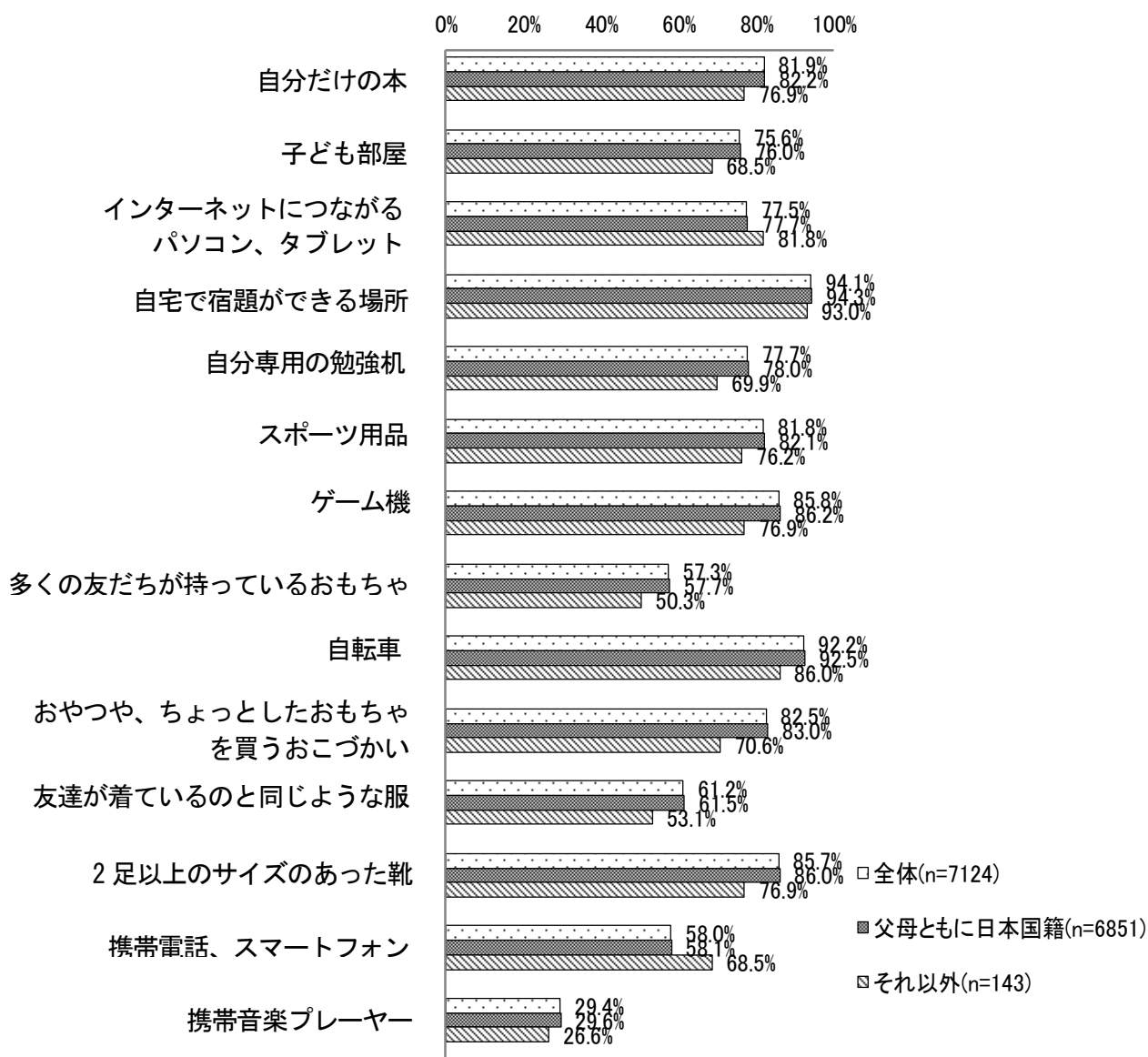
〔図表 46 保護者：相談相手や近隣の知人・友人（「いる」の割合）〕



〔図表 47 保護者：相談経験_スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー〕



〔図表 48 子ども：使用できるもの（「ある」の割合）〕



コラム

「調査結果を見て」

子どもの生活の実態については、計画策定のための作業部会においても、現場で実際に支援に携わっている方々から様々な話を聞いていましたが、それをまさに反映、又はそれを超越る形の調査結果が得られました。これは、大変ショッキングなことではありますが、子どもの貧困対策の施策を立案していく上では、大変意義深いものと考えます。また、現場の支援者が実践の中で感じていることが、調査結果で証明されたということは、施策立案にあたり、実践者に学ぶことの重要性も示しています。

調査に回答いただいた皆様の声を政策に練り上げる手立てを考えるとともに、この調査結果を、多くの方々に知ってもらうことも非常に大切なことであると思います。

淑徳大学 柏女霊峰教授